

第2期
厚真町子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
厚真町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付けについて.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の対象.....	3
5 計画の策定体制.....	4
第2章 厚真町の子ども・子育てを取り巻く環境	5
1 人口・世帯・人口動態等.....	5
2 教育・保育施設の状況	11
3 地域子ども・子育て支援事業の状況	13
4 アンケートの結果概要	16
5 子ども・子育て支援に関するアンケート結果からの課題.....	37
第3章 計画の基本的な考え方について	39
1 基本理念	39
2 基本目標	39
3 施策の体系.....	40
第4章 基本目標と施策について	41
1 子どもの育つ力を伸ばす.....	41
2 子育て家庭の育てる力を伸ばす	46
3 地域のみinnで子育てを支える	48
第5章 教育・保育提供区域の設定	50
1 教育・保育提供区域の考え方.....	50
2 教育・保育提供区域の設定.....	50
第6章 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	53
1 量の見込み.....	53
2 提供体制の確保と実施時期.....	53
3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）	55
4 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組について	56
5 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保.....	56
第7章 地域子ども・子育て支援事業の充実	57
1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策.....	57
2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上.....	63
第8章 子ども・子育て支援関連施策の推進	64
1 児童虐待防止対策の充実.....	64
2 ひとり親家庭の自立支援の推進	65

3	障がい児施策の充実	65
4	仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進	66
5	子どもの安心・安全な環境の充実について	66
第9章	計画の推進体制	68
1	関係機関等との連携	68
2	役割	69
3	計画の達成状況の点検・評価	70

資料編

資料1 用語解説

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、わが国においては、急速な少子化の進行（平成 25 年合計特殊出生率 1.43）や核家族、高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下しているといわれています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況下、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。さらに、平成 22 年 1 月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「子ども・子育て新システム」の検討がはじまり、平成 24 年 8 月には「子ども・子育て関連 3 法」が制定されたところです。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27（2015）年度から本格的にスタートしました。

厚真町でも、これまで「厚真町次世代育成支援行動計画（つくしんぼプラン）」（計画期間：平成 17～26 年度）に基づき、子育てに係る各種事業を展開してきました。近年の社会情勢に対応し、児童へのさらなるきめ細かな取り組みが求められており、子ども・子育て支援を、質・量ともに充実させるとともに、家庭、職域、地域など、社会の構造すべてが子ども・子育て支援への理解を深め、協働してそれぞれの役割を果たすことが必要となっています。

また、令和元年子ども・子育て支援法の改正で、「子どもの保護者の経済的負担軽減について適切に配慮されたもの」ということが、子ども・子育て支援法の基本理念に追加され、それに対応した幼児教育・保育の無償化が開始されました。

本計画は、様々な取り組みを通して、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指し、また、幼児教育・保育の無償化にも対応した「厚真町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）として策定します。

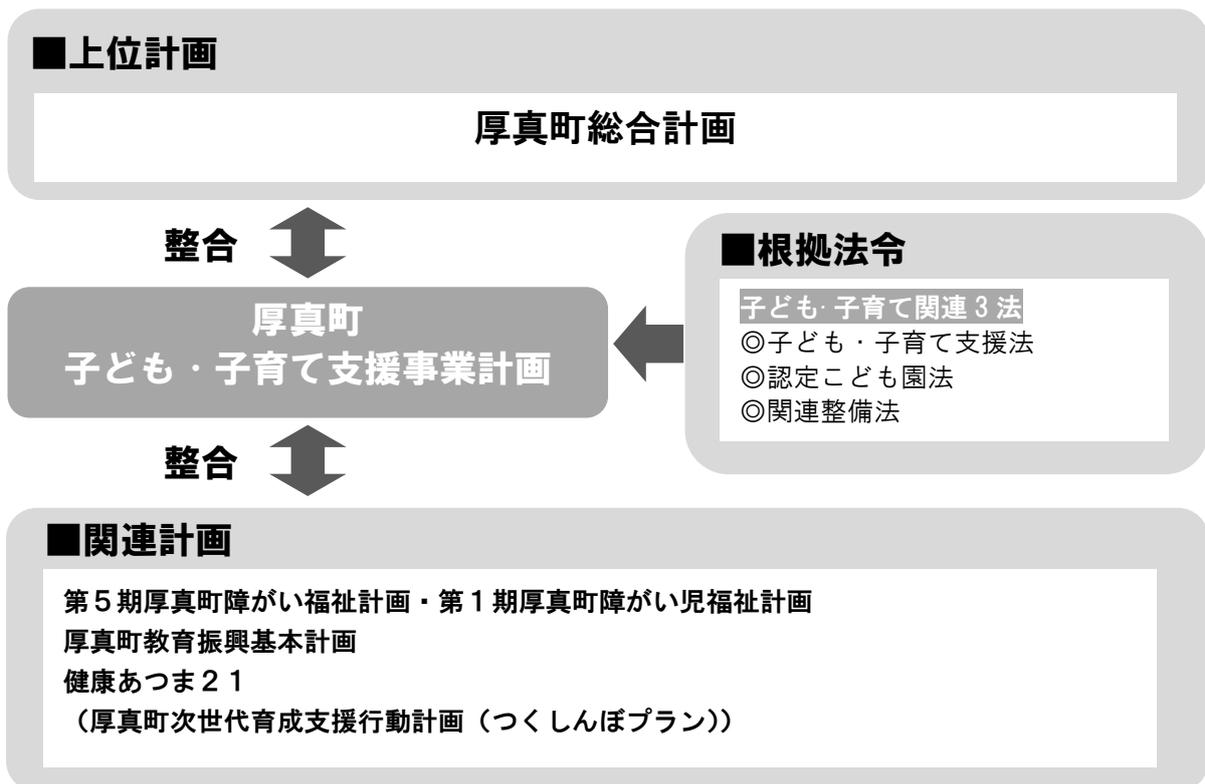
2 計画の位置付けについて

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、厚真町の子どもと子育て家庭を対象として、厚真町が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みに沿って、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ、関連の計画「次世代育成支援行動計画」における取り組みの子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえ、同時に様々な分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

また、「厚真町次世代育成支援行動計画（つくしんぼプラン）」を本計画の中で一体的に策定して継承し、本計画を次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としても位置付けています。



3 計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とします。

また、本計画の施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう、毎年度、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

なお、計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて見直し及び評価を行い、新たに次期5年間の計画を策定します。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第1期計画推進期間					第2期計画推進期間					次期
				見直し年度					見直し年度	

4 計画の対象

本計画の支援の対象は、妊娠期から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでのおおむね18歳までの子どもとその家庭とします。また、子育て支援を行政と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民・団体など地域社会を構成するすべての人を対象とします。

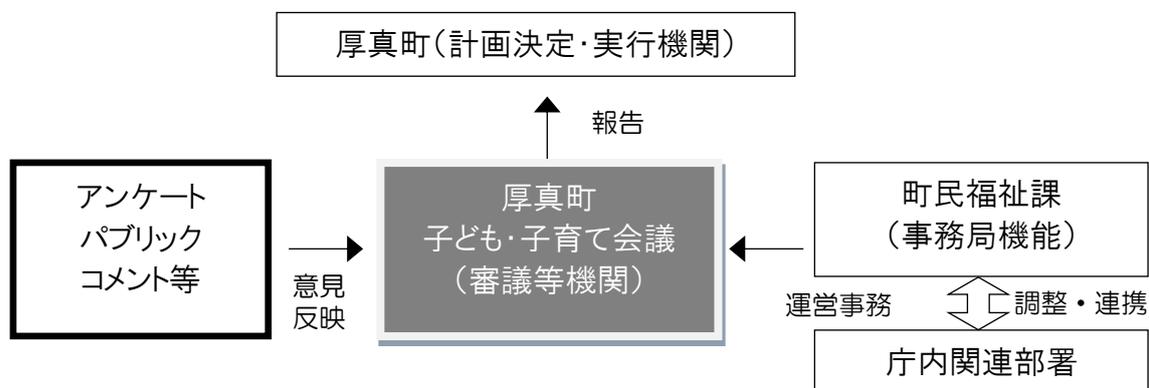
■子どもの対象範囲について

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く 放課後		一部対象 ※養育支援事業のみ一部対象	
子ども・子育て支援法（中心対象年齢）								
次世代育成支援対策推進法								

5 計画の策定体制

(1) 子ども子育て会議の設置

本計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第 77 条に定められている「厚真町子ども・子育て会議」（以下、「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。



(2) 子ども・子育てに関するアンケート調査の実施

○主に次の2点を把握するため、下記の通り子ども・子育てに関するアンケート（以下「アンケート」という。）を実施しました。

- ア 就学前及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。
- イ 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。

項目	区分	配布数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童の保護者	163 票	98 票	60.1%
	小学生児童の保護者	176 票	100 票	56.8%
対象者の抽出方法	令和元年 5 月 31 日現在、厚真町住民基本台帳に登録されている就学前児童及び小学生児童が属する世帯			
調査期間	令和元年 6 月 7 日 ～令和元年 6 月 19 日			
調査方法	<input type="radio"/> 未就学児の世帯 教育・保育施設を通じての配布回収及び郵送法(郵送配布・回収) <input type="radio"/> 小学生の世帯 学校を通じての配布回収			

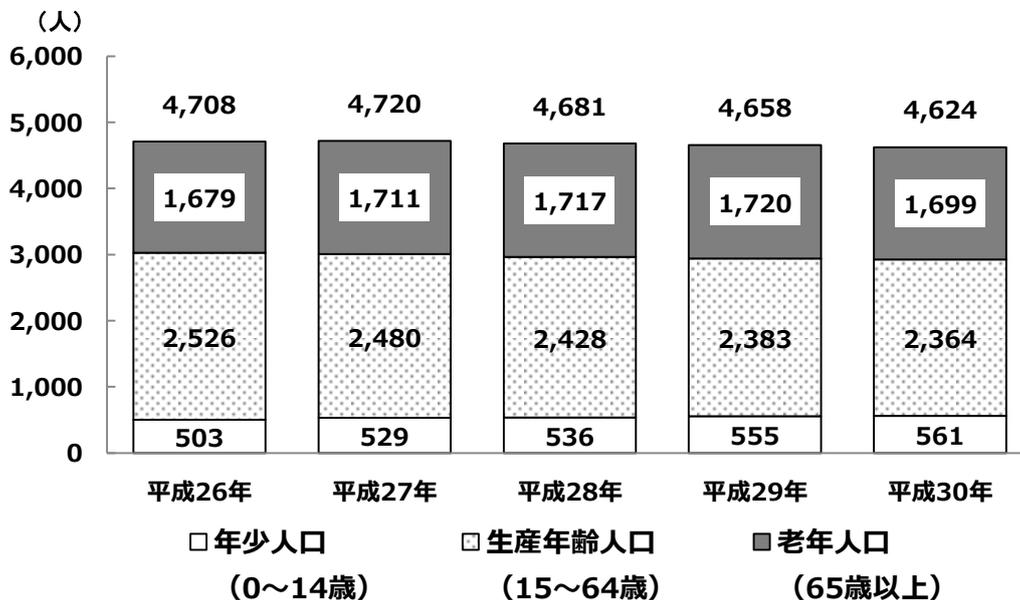
第2章 厚真町の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯・人口動態等

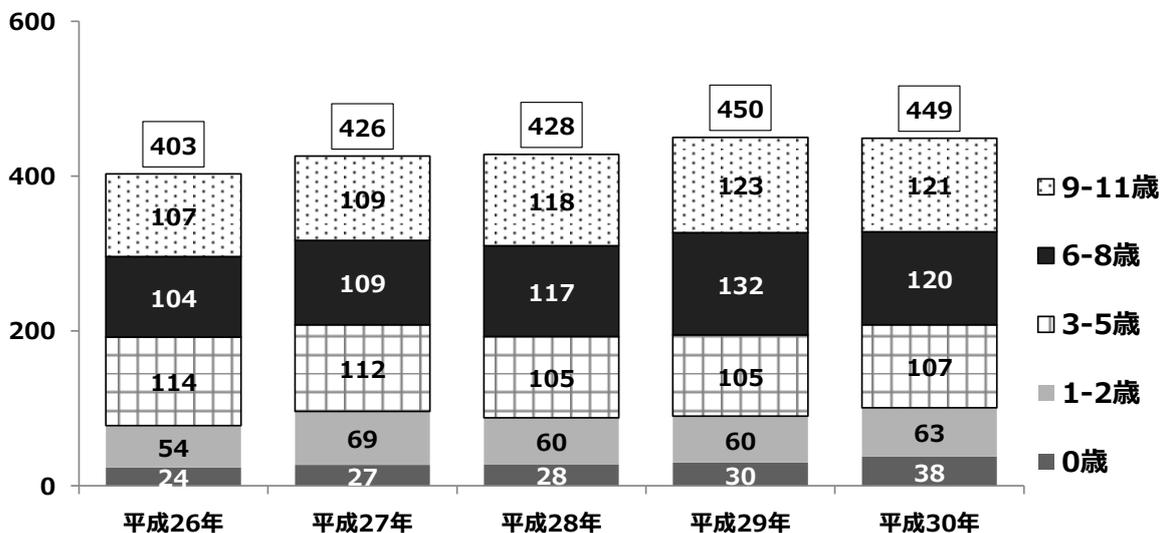
1 人口等の推移について

①人口の推移（住民基本台帳・各年10月1日現在）

- 年少人口が平成26年から平成30年までの5年間で58人増加し、全体に占める割合は2%近く増加しています。児童人口の0歳児は平成26年から平成30年までの5年間で14人増加しており、平成30年には30人を超えています。
- 老年人口は平成26年から平成30年までの5年間に20人増加しました。ただ、全体に占める割合は約1%増加し、少子高齢化はゆるやかに進んでいます。



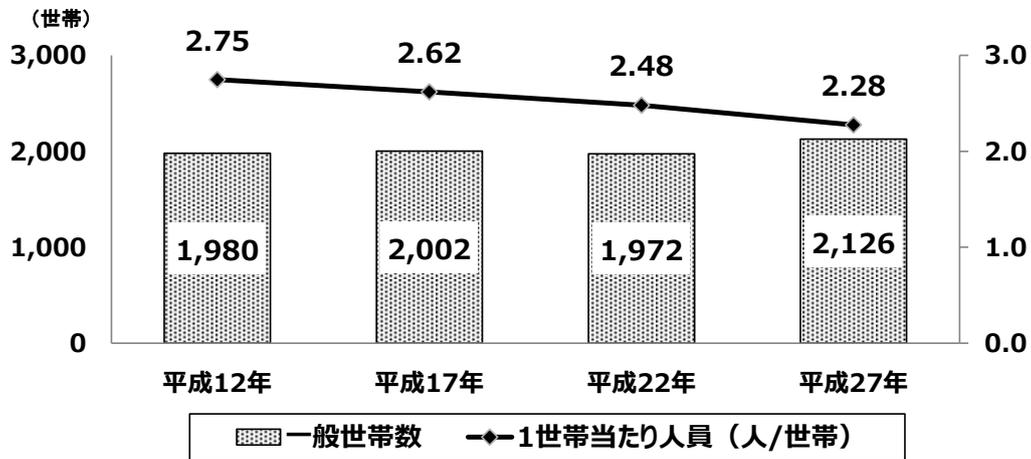
■児童人口の推移（住民基本台帳・各年10月1日現在）



②世帯の状況（資料：国勢調査）

○ 世帯数は平成 12 年以降、増加傾向にあります。1 世帯当たり人員は減少しており、核家族化が進んでいると推察されます。

■ 世帯数及び 1 世帯当たり人員の推移

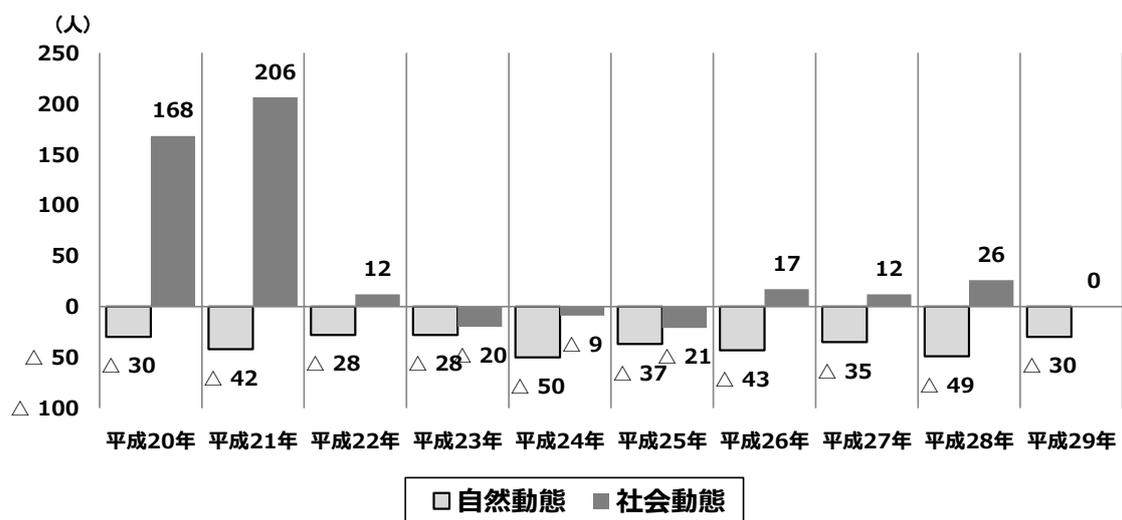


③人口動態（資料：厚労省・人口動態統計）

○ 自然動態（出生数－死亡数）は、平成 20 年以降マイナスとなっています。死亡数が出生数を上回りマイナス傾向となり、人口減少の要因となっています。

○ 社会動態（転入数－転出数）は、平成 20 年から平成 22 年までは増加しましたが、その後、減少と増加を繰り返しています。転出が転入を上回りマイナスとなる年もあり、人口減少の要因となっています。

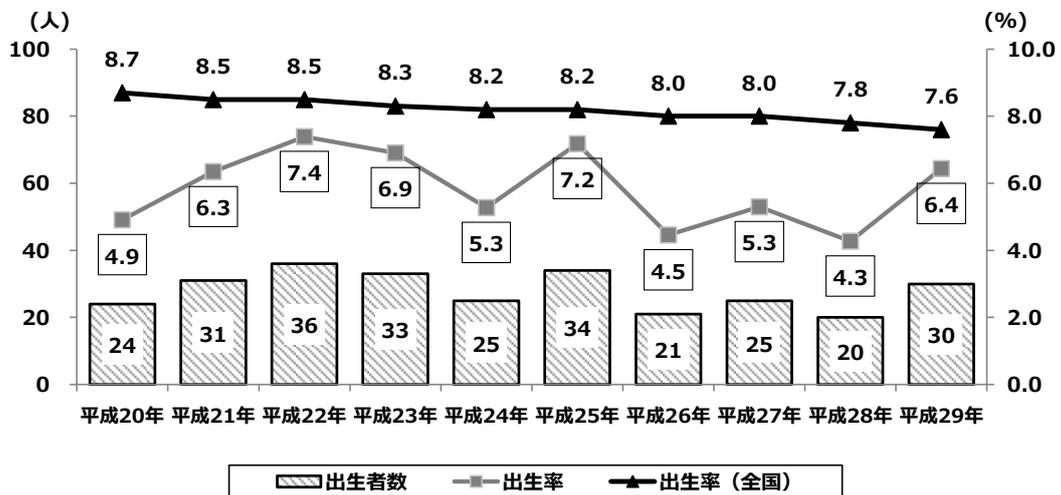
■ 自然動態・社会動態の推移



④出生の状況（資料：厚労省・人口動態統計）

○ 出生数は、平成 20年以降増加と減少を繰り返しています。全体的な傾向としては、ほぼ横ばい傾向となっています。また、人口千人当たりの出生率は、全国平均を下回っています。

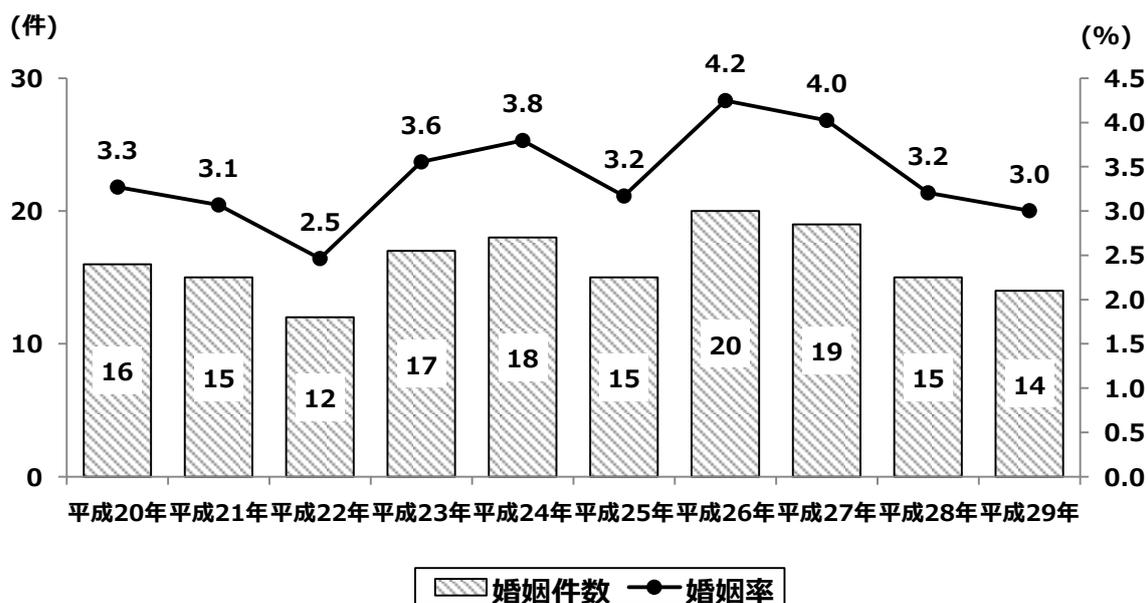
■出生数の推移



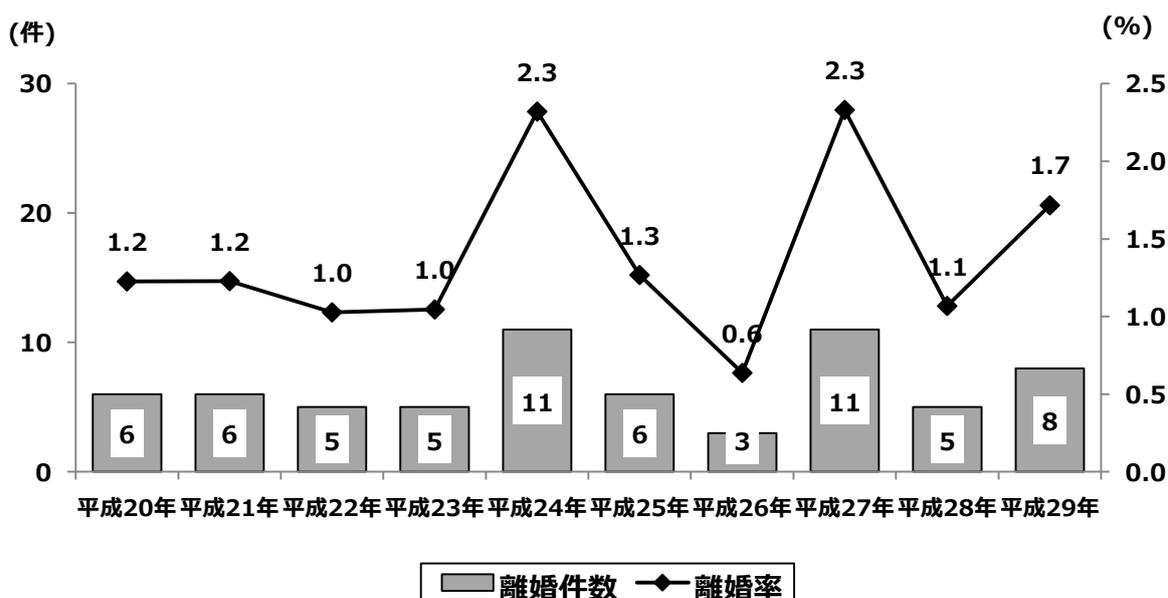
2 婚姻・離婚の状況（資料：厚労省・人口動態統計）

- 婚姻件数、婚姻率は、平成 20 年から平成 22 年までは減少傾向で、平成 23 年から平成 24 年までは増加しましたが、その後、減少と増加を繰り返しています。全体の傾向としては、ほぼ横ばいの傾向にあります。
- 離婚件数は、平成 20 年以降ほぼ横ばいの傾向で推移しています。平成 24 年と平成 27 年は若干増加しています。婚姻率は 0.6～2.3% の間で推移しています。

■ 婚姻件数及び婚姻率の推移



■ 離婚件数及び離婚率の推移

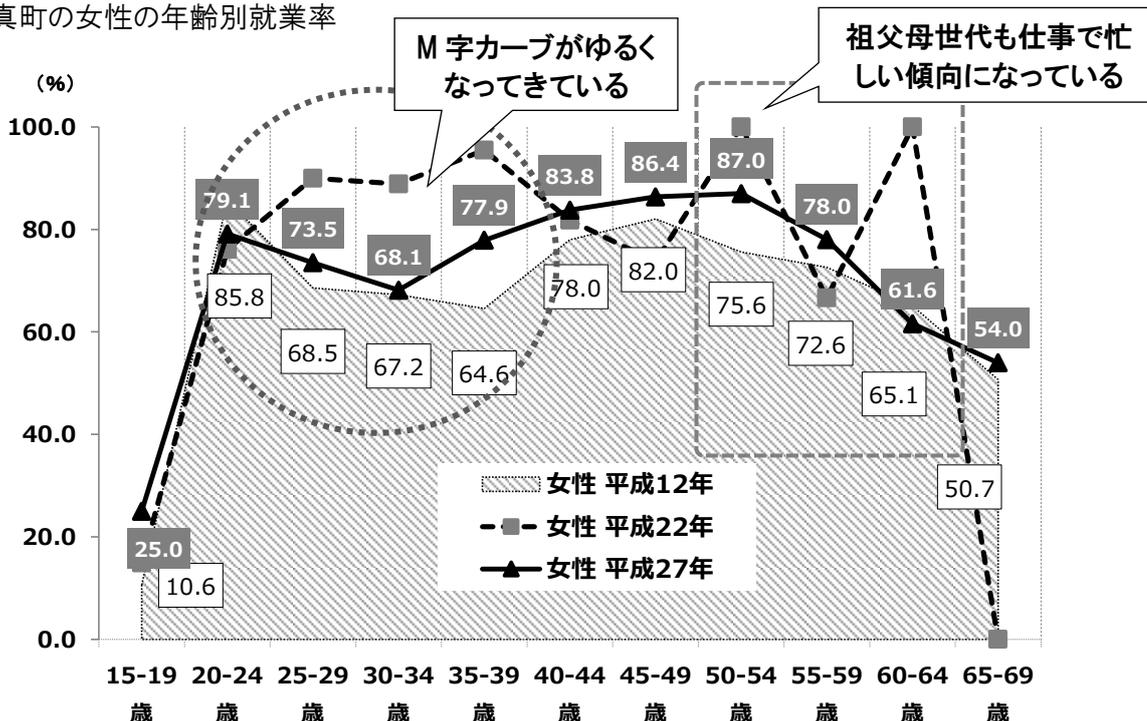


3 就労の状況（資料：国勢調査）

厚真町における25～39歳の子育て世代の女性の就業率をみると、平成27年の25～29歳では73.5%、30～34歳では68.1%、35～39歳では77.9%であり、平成12年と平成27年を比較すると25歳以上のすべての世代で、増加傾向がみられます。

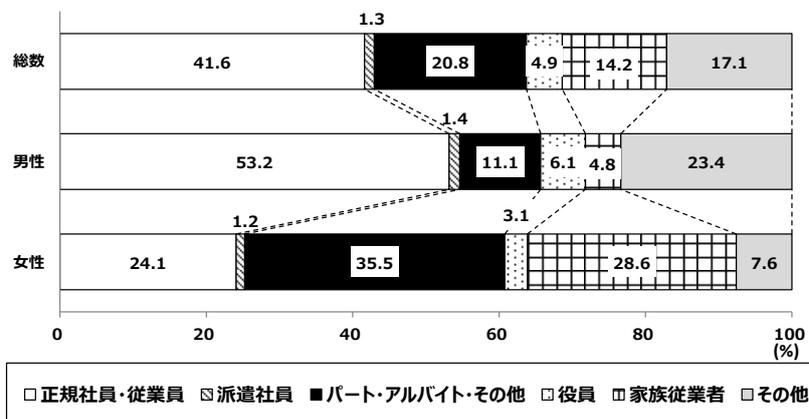
また、子育て世代の祖父母世代に当たる50～64歳代をみると、平成27年の50～54歳では87.0%、55～59歳では78.0%、60～64歳では61.6%であり、こちらの年齢世代でも就業率は上昇傾向となっています。全体的な傾向でいうと、年齢別就業率のグラフはM字傾向がゆるやかにようになってきており、日本全体の女性の年齢階級別労働力率と同様な状況を示しています。

■厚真町の女性の年齢別就業率



○ 就業者の従業上の割合をみると、男性は「正規社員・従業員」が5割強を占め、女性は「パート・アルバイト・その他」の割合が最も多く、次いで「家族従業者」、「正規社員・従業員」となっています。

■従業上の地位別従業者数の割合（平成27年国勢調査）



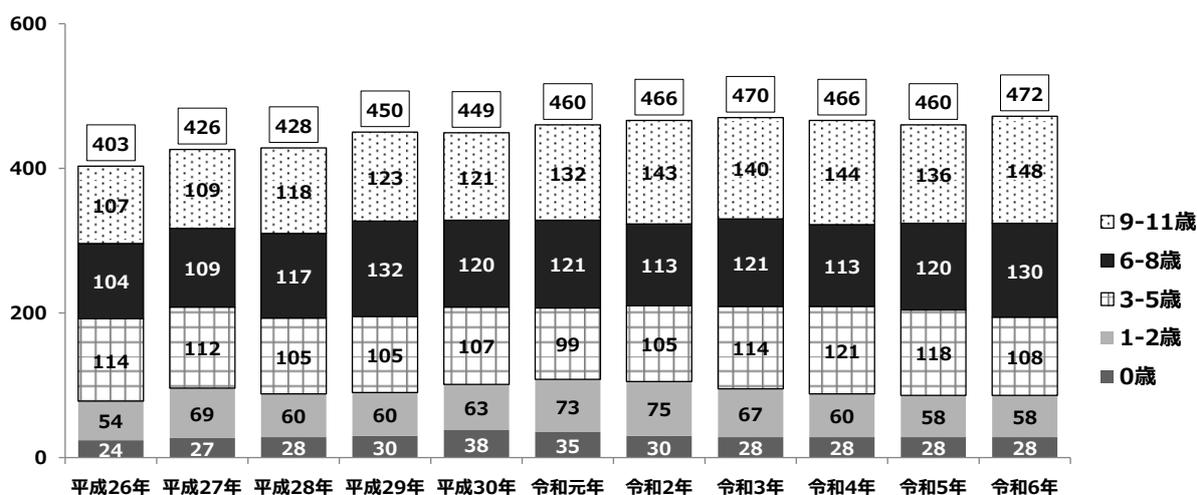
4 子ども数の推計について

令和6年までの子ども数の推計結果は次の通りです。0～5歳は微減傾向、6～11歳は微増傾向と見込まれ、子ども数全体では、ほぼ横ばいの傾向と推計されます。

平成26～30年（各10月1日現在）の住民基本台帳データを基に、国の手引きに沿ったコーホート変化率法を用いて、人口推計したものです。コーホート変化率は過去4区間の幾何平均値を使用し、出生率は過去4区間の経年変化（トレンド）で推計をし、計算しています。

	実績(各年10月1日)					推計(各年4月1日)						伸び率 (H30-R6)
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0歳	24	27	28	30	38	35	30	28	28	28	28	-26.3%
1歳	32	31	29	30	33	38	35	30	28	28	28	-15.2%
2歳	22	38	31	30	30	35	40	37	32	30	30	0.0%
3歳	40	28	34	35	33	32	37	42	39	34	32	-3.0%
4歳	41	43	29	40	33	35	34	39	44	41	36	9.1%
5歳	33	41	42	30	41	32	34	33	38	43	40	-2.4%
6歳	32	37	43	45	29	43	34	36	35	40	46	58.6%
7歳	39	34	38	46	45	31	46	37	39	38	43	-4.4%
8歳	33	38	36	41	46	47	33	48	39	42	41	-10.9%
9歳	40	37	39	42	40	50	52	37	54	44	48	20.0%
10歳	32	39	39	40	41	40	50	52	37	54	44	7.3%
11歳	35	33	40	41	40	42	41	51	53	38	56	40.0%

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	伸び率 (H30-R6)
0歳	24	27	28	30	38	35	30	28	28	28	28	-26.3%
1-2歳	54	69	60	60	63	73	75	67	60	58	58	-7.9%
3-5歳	114	112	105	105	107	99	105	114	121	118	108	0.9%
小計	192	208	193	195	208	207	210	209	209	204	194	-6.7%
6-8歳	104	109	117	132	120	121	113	121	113	120	130	8.3%
9-11歳	107	109	118	123	121	132	143	140	144	136	148	22.3%
合計	403	426	428	450	449	460	466	470	466	460	472	5.1%

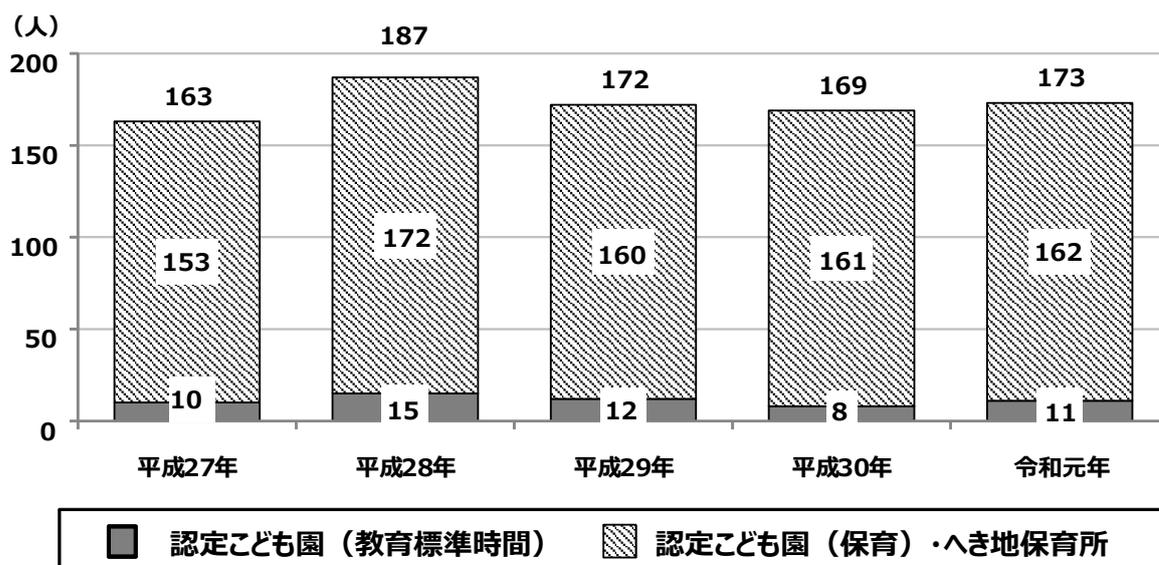


2 教育・保育施設の状況

1 全体の利用児童数の推移

- 全体では、平成28年に若干増加しましたが、平成27年から令和元年の間では、ほぼ横ばい傾向です。
- 平成28年にへき地保育所を統廃合し、町内2園めの認定こども園を整備しました。

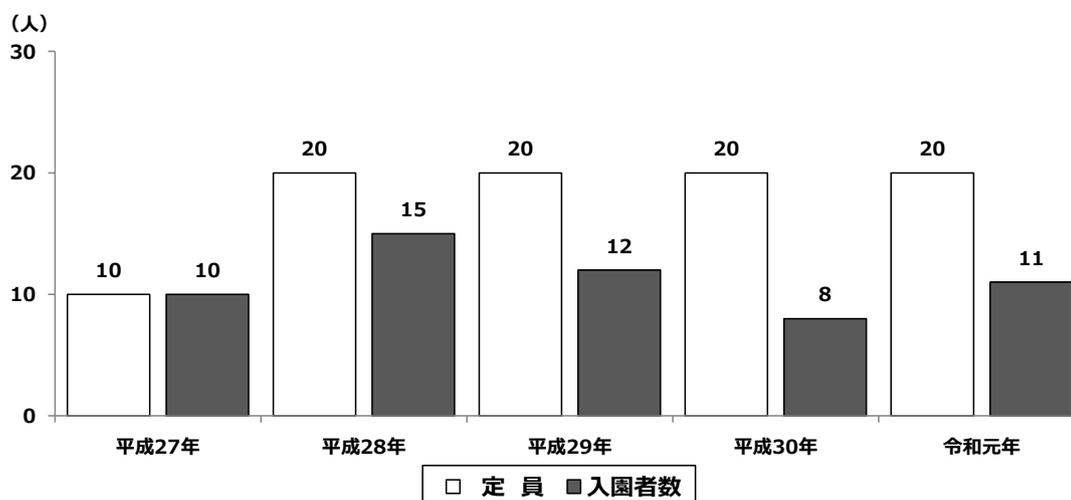
■認定こども園・へき地保育所利用児童数の推移



2 認定こども園（教育標準時間）の利用状況

- 定員数は、平成28年に20人になって以降、変化はありません。
- 入園者数は、平成27年から令和元年の間で増加と減少を繰り返していますが、令和元年は11人となっています。
- 令和元年の入園者数は、定員の6割弱となっています。

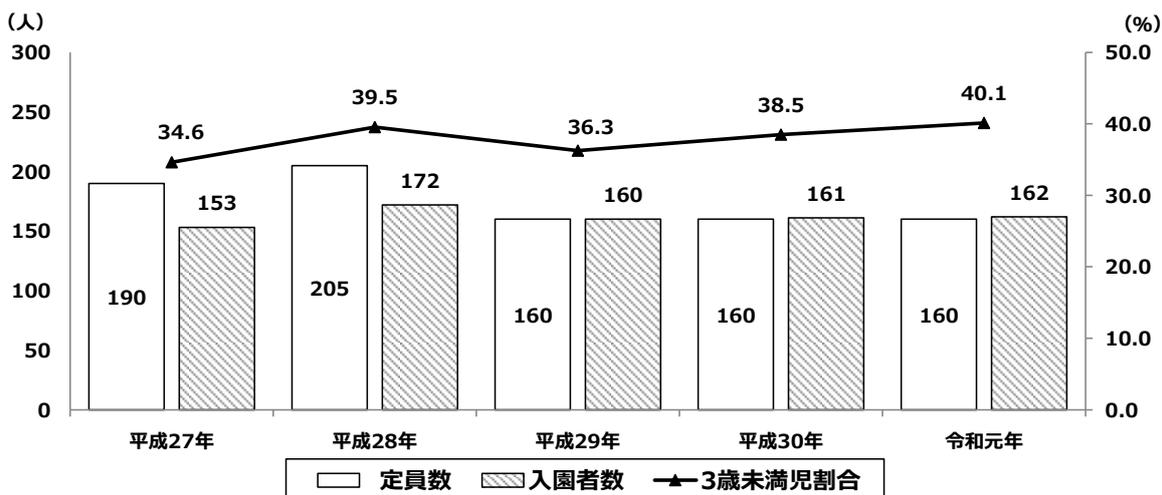
■認定こども園（教育標準時間）の定員数、入園者数の推移



3 認定こども園（保育）・へき地保育所の利用状況

- 定員数は、平成 27 年 190 人で、平成 29 年以降 160 人と減少傾向にあります。
- 3歳未満児の利用割合は、平成 27 年 34.6%、平成 28 年は約 40%となり、平成 29 年は 36.3%、平成 30 年は 38.5%、令和元年 40.1%増となっています。
- 保育利用者数は、平成 27 年から平成 28 年に増加し、平成 29 年に若干減少し、その後横ばいの傾向で推移しています。令和元年 162 人となっています。定員に対する入園者数は、令和元年ほぼ 10 割となっています。

■認定こども園(保育利用)・へき地保育所の定員数、入園者数、3歳未満児利用の割合の推移



4 認可外保育施設の利用状況

認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設で、児童福祉法に基づき都道府県知事（政令指定都市、中核市市長を含む）が認可している認可保育所以外のものをいいます。

○事業所内保育

企業や病院などにおいて、その従業員の乳幼児の保育を目的として設置する施設です。

○ベビーホテル

- ①夜8時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③一時預かりが半数以上のいずれかに該当する施設のことをいいます。

本町には、認可外保育施設に該当する施設はありません。

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て事業計画の法定 10 事業の実施状況についてまとめます。

(1) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）

通常の利用時間帯を超えて、さらに延長して保育を行ったり（延長保育）、日曜日・祝日にも保育を行ったりする（休日保育）事業です。

【延長保育の実施状況】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数(人/月)	18	16	15	22	20(見込)

【休日保育の実施状況】

現状実施していません。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童保育所）

保護者が就労等により昼間留守等になる家庭の児童を対象に、放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保と遊び・学習・各種体験活動の場を提供しています。

【実施校区】 小学校区

【実施か所】 2か所

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
定員数	140	180	180	180	250	
登録者数	(1年生)	33	34	44	33	40
	(2年生)	31	35	35	48	36
	(3年生)	43	32	36	32	48
	(4年生)	36	43	28	36	29
	(5年生)	0	26	37	20	30
	(6年生)	0	8	17	32	21
	計	143	178	197	201	204

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【ショートステイ】

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設、または、乳児院において子どもを一定期間（原則として7日以内）、一時的に預かる事業です。

現状実施していません。

【トワイライトステイ】

保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間、または、休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを一時的に預かる事業です。

現状実施していません。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後3か月までの乳幼児がいる家庭を保健師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
訪問家庭数	16	27	26	39	26(見込)

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求められない状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前に、訪問による専門的な指導や育児・家事支援等を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
対象児童数 (0~18歳)	672	660	679	689	709 (推計)
利用者数(人/年)	3	4	4	2	1(見込)
発生率	0.4%	0.6%	0.6%	0.6%	0.4%

(6) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

育児不安等の解消及び児童の健全育成を推進するセンターです。子どもたちの健やかな成長と、お父さんお母さんが楽しく子育てできるように子育て相談、子育て情報提供、親子イベントなどを行っています。

【地域子育て支援センター】厚真子育て支援センター、厚南子育て支援センター

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数(人/年)	1,391	2,199	1,825	2,460	2,380(見込)
実施か所数	1	2	2	2	2

(7) 一時預かり事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所に預けることができる事業です。

【実施場所】こども園つみき、宮の森こども園

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数(人/年)	14	21	1	30	17(見込)
実施か所数	1	2	2	2	2

(8) 病児保育事業（病後児保育）

病気やけがの回復期にある乳幼児（病後児）を専用の保育室で看護師・保育士が預かる事業です。

現状実施していません。

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う事業です。

現状実施していません。

(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するため、一般健診 14 回、超音波検査 11 回を公費負担します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数(人/年)	34	44	25	45	41(見込)

4 アンケートの結果概要

①調査の目的

子ども・子育て支援法第61条第4項、5項において、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、「子どもの数や施設・事業の利用に関する意向その他の事業の勘案」「子ども及び保護者の置かれている環境その他の事情の把握」が求められています。

そのため、潜在的な教育・保育の需要を把握するとともに、子育てがよりしやすくなるための事業や課題、既存の取り組みへの評価、要望などを把握するためにニーズ調査を行いました。

また、テーマに沿った保護者の回答傾向を把握し、課題の有無を明らかにして、個々の施策や事業等の方向性の参考にすることにします。

②調査対象・配布・回収状況

	配布数	回収数	回収率
就学前児童のいる世帯	163 票	98 票	60.1%
小学生児童のいる世帯	176 票	100 票	56.8%

③調査結果の見方

- 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、本文及び図表の数字に関してすべて的小数第2位以下を四捨五入し、小数第1位までを表記します。このすべての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答（2つ以上選ぶ問）の設問ですべての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果、又は回答者が皆無であることを表します。
- 質問文を一部省略しています。
- グラフ及び文章中、選択肢を一部省略しています。
- 有効回答数とするため、無回答は除外して集計をしています。

●テーマに沿ったアンケート回答傾向の把握について

■テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要について

→ 今後の教育・保育の需要量を推察し、見込み量と確保策の検討につなげる。

■テーマ2 孤立や疎遠状況の推察について（社会参加・地域交流について）

→ 子育て支援ネットワークの構築と地域共生社会への道筋につなげる。

■テーマ3 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について

→ 計画、施策の成果（アウトカム）ととらえて評価し、今後の取り組み検討につなげる。

■テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

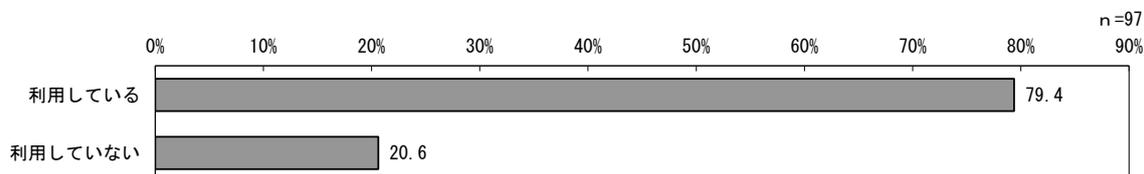
→ 相談先や相談相手の傾向を把握し、情報提供の手段や方法、今後の取り組み検討につなげる。

テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要について

●就学前児童の保護者

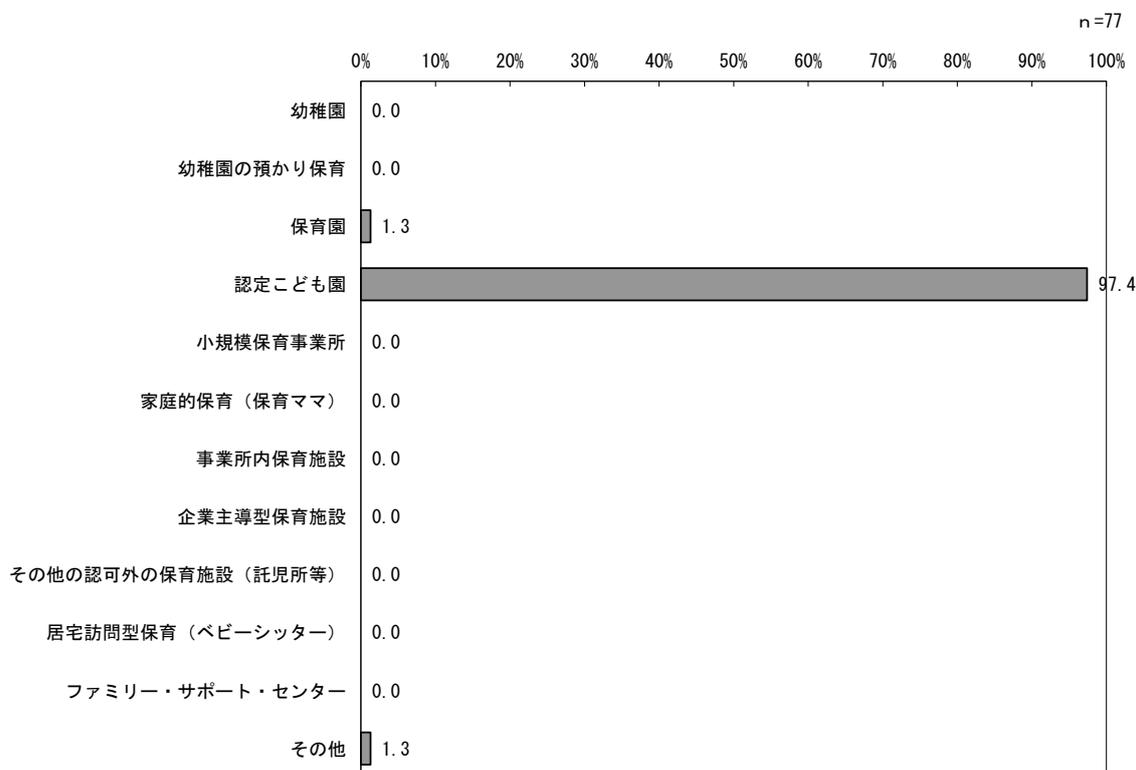
問 14 お子さんは現在、認定こども園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか

「利用している」79.4%、「利用していない」20.6%となっています。



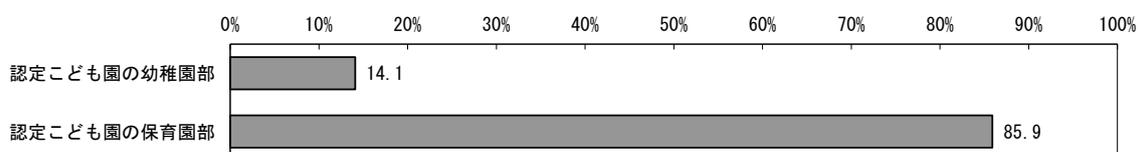
問 14-1 お子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか

「認定こども園」97.4%、「保育園」、「その他」1.3%となっています。



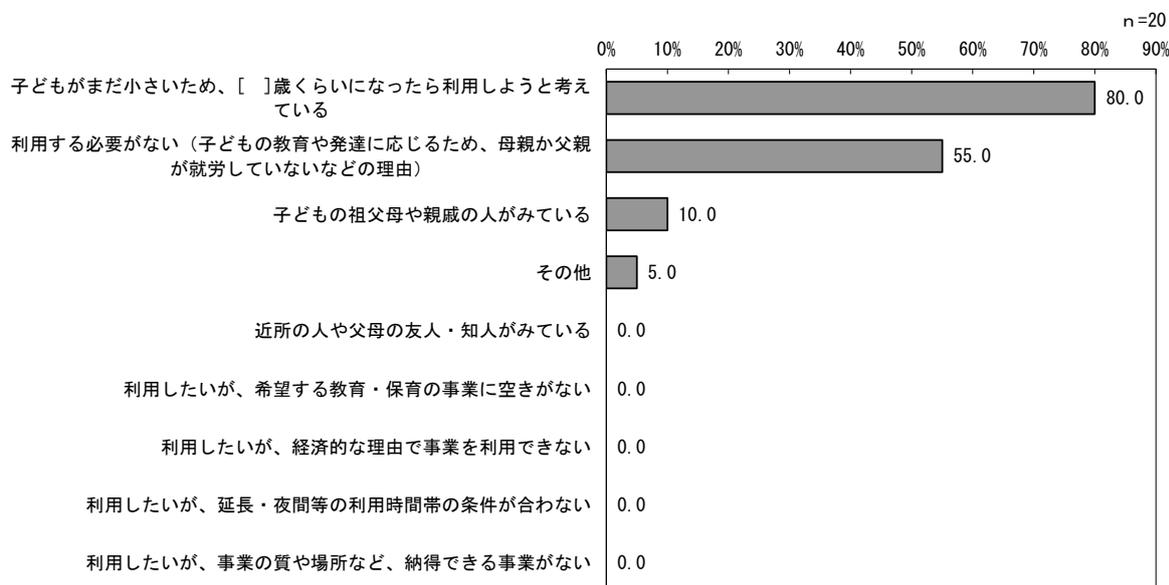
問 14-4 認定こども園の幼稚園部、保育園部どちらを利用していますか

「認定こども園の保育園部」85.9%、「認定こども園の幼稚園部」14.1%となっています。



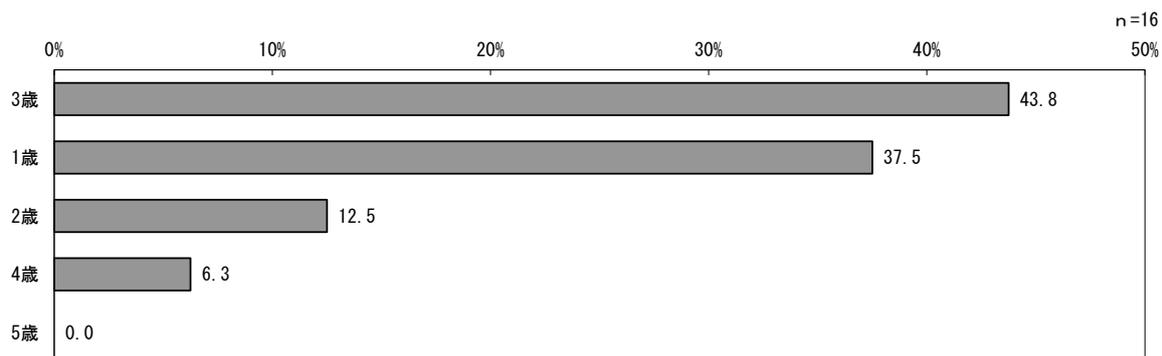
問 14-3 利用していない理由は何ですか

「子どもがまだ小さいため、[]歳くらいになったら利用しようと考えている」80.0%で最も多く、次いで「利用する必要がない（子どもの教育や発達に応じるため、母親か父親が就労していないなどの理由）」55.0%、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」10.0%、「その他」5.0%と続いています。



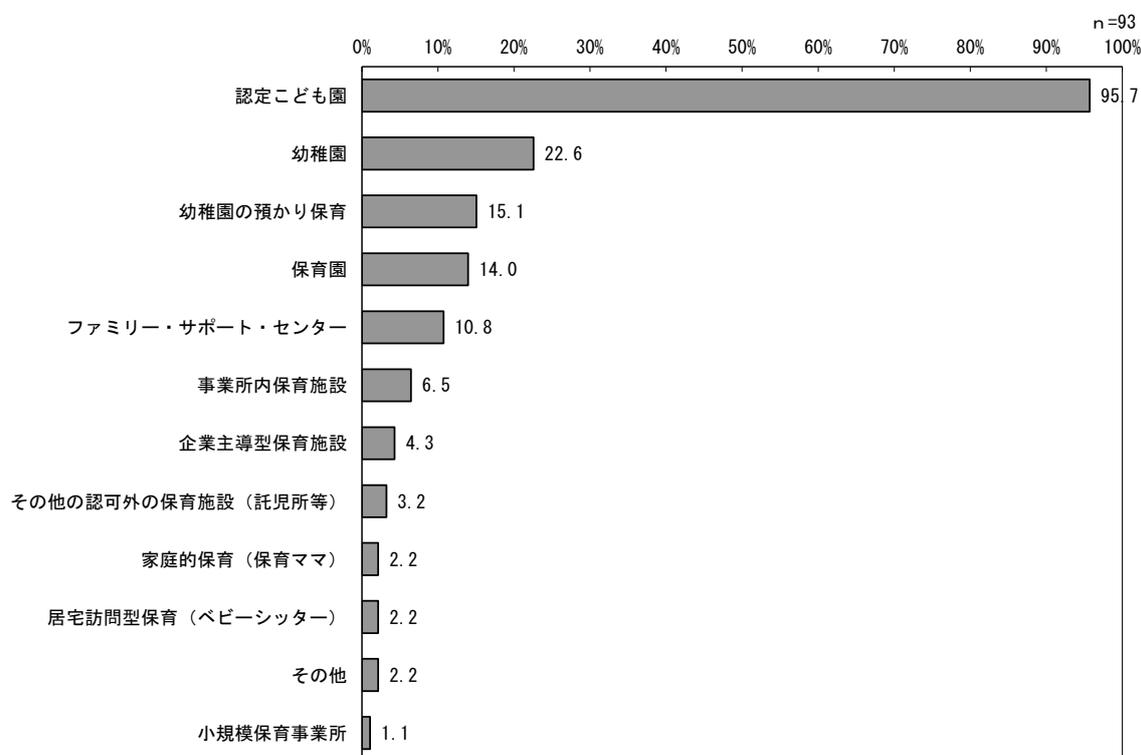
問 14-3 []歳くらいになったら利用しようと考えている／8. 子どもの年齢

「3歳」43.8%で最も多く、次いで「1歳」37.5%、「2歳」12.5%、「4歳」6.3%と続いています。



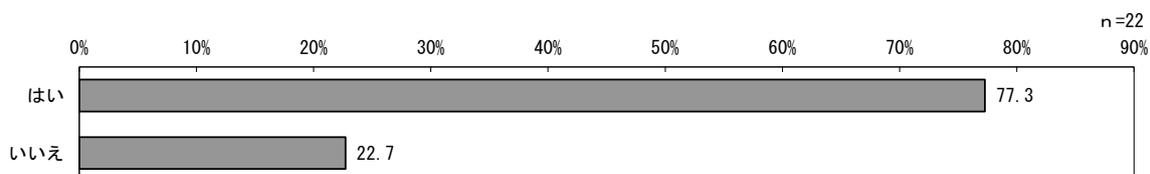
問 15 現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「年間を通じて毎月」利用したいと考える事業をお答えください

「認定こども園」95.7%で最も多く、次いで「幼稚園」22.6%、「幼稚園の預かり保育」15.1%、「保育園」14.0%、「ファミリー・サポート・センター」10.8%と続いています。



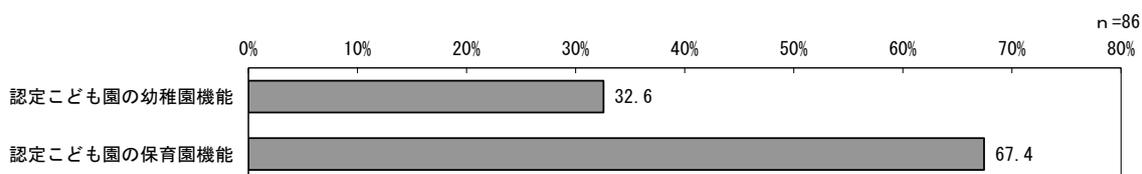
問 15-1 幼稚園等を利用して、特に幼稚園（預かり保育含む）の幼児教育の利用を強く希望しますか

「はい」77.3%、「いいえ」22.7%となっています。



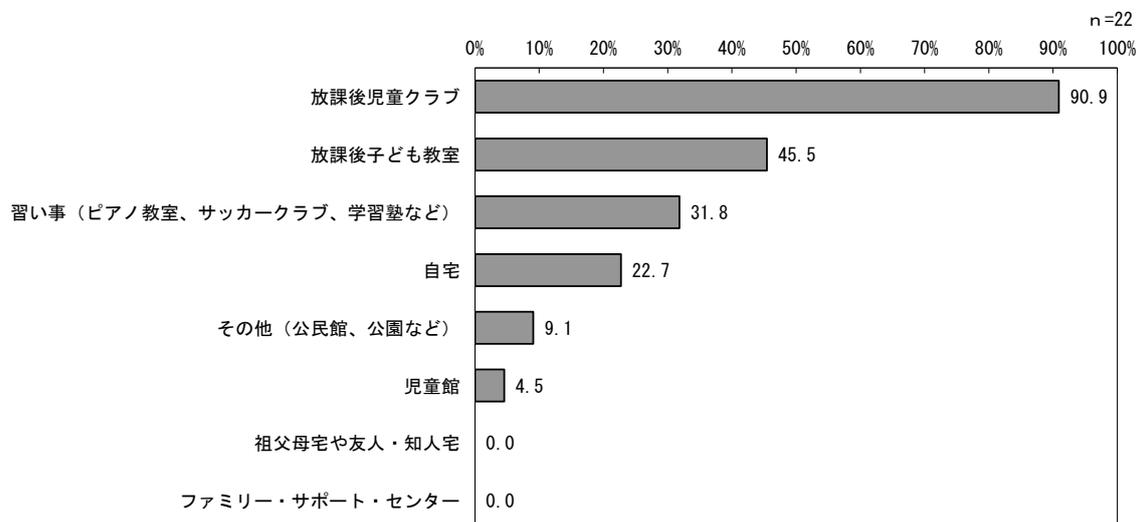
問 15-2 認定こども園の幼稚園機能と、保育園機能どちらの利用を強く希望しますか

「認定こども園の保育園機能」67.4%、「認定こども園の幼稚園機能」32.6%となっています。



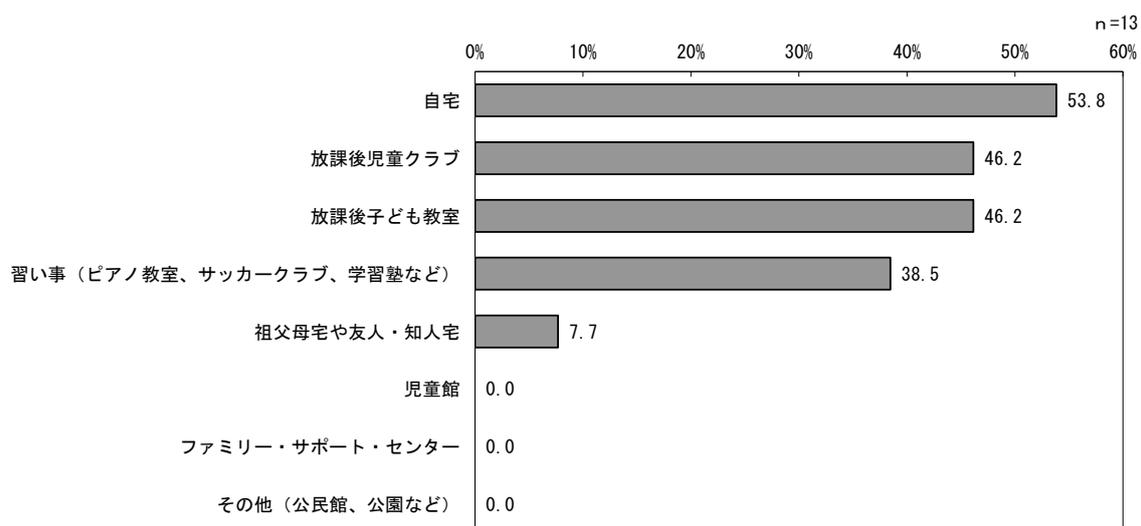
問 25 放課後の時間を過ごさせたい場所／低学年

「放課後児童クラブ」90.9%で最も多く、次いで「放課後子ども教室」45.5%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」31.8%、「自宅」22.7%、「その他（公民館、公園など）」9.1%と続いています。



問 25 放課後の時間を過ごさせたい場所／高学年

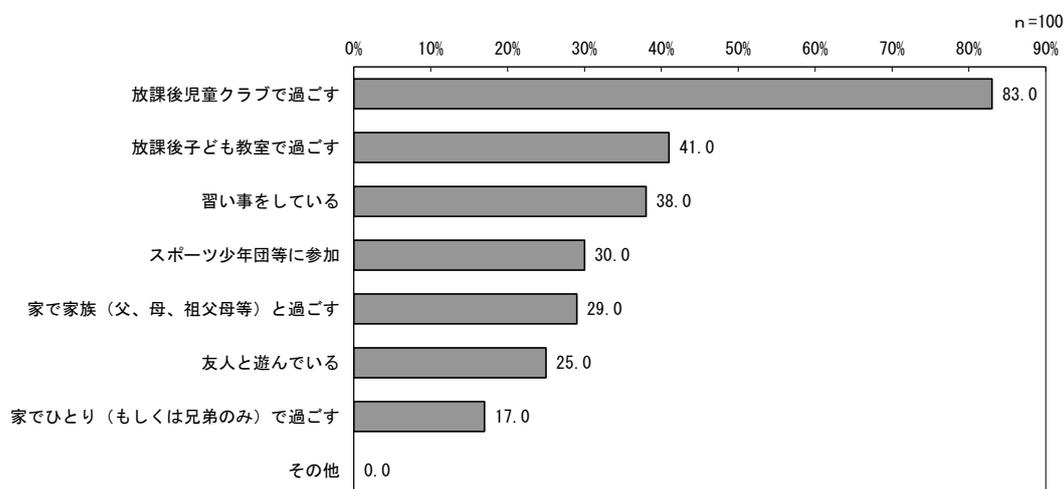
「自宅」53.8%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ」、「放課後子ども教室」46.2%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」38.5%、「祖父母宅や友人・知人宅」7.7%と続いています。



●小学生児童の保護者

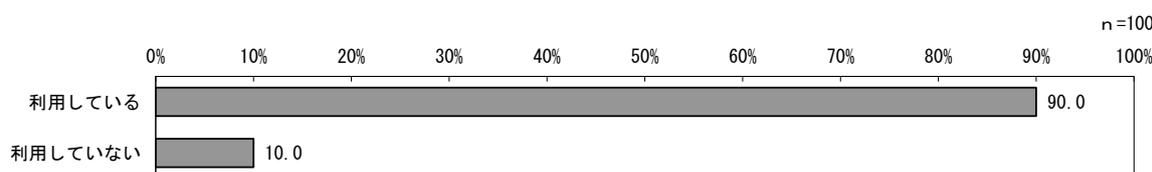
問 15 お子さんは放課後どのように過ごしていますか

「放課後児童クラブで過ごす」83.0%で最も多く、次いで「放課後子ども教室で過ごす」41.0%、「習い事をしている」38.0%、「スポーツ少年団等に参加」30.0%、「家で家族（父、母、祖父母等）と過ごす」29.0%と続いています。



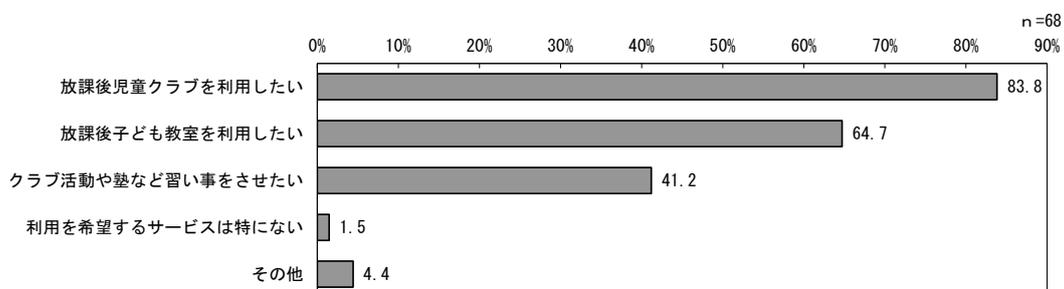
問 16 現在、放課後児童クラブを利用していますか

「利用している」90.0%、「利用していない」10.0%となっています。



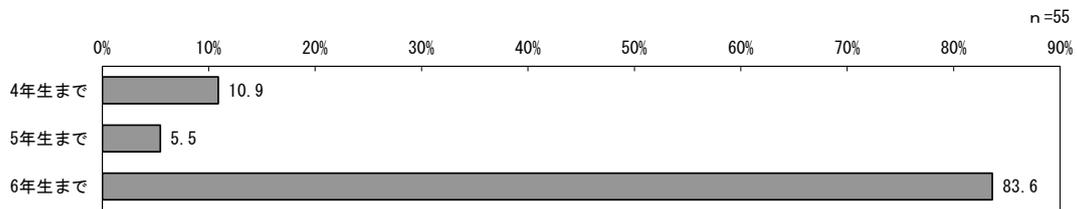
問 17 4年生以降の放課後の過ごし方について、どのようなことを望みますか

「放課後児童クラブを利用したい」83.8%で最も多く、次いで「放課後子ども教室を利用したい」64.7%、「クラブ活動や塾など習い事をさせたい」41.2%、「その他」4.4%、「利用を希望するサービスは特にない」1.5%と続いています。



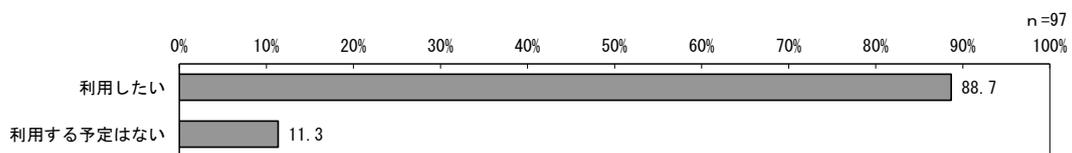
問 17 放課後児童クラブを利用したい学年

「6年生まで」83.6%で最も多く、次いで「4年生まで」10.9%、「5年生まで」5.5%と続いています。



問 18 放課後子ども教室について、利用したいと思いますか

「利用したい」88.7%、「利用する予定はない」11.3%となっています。



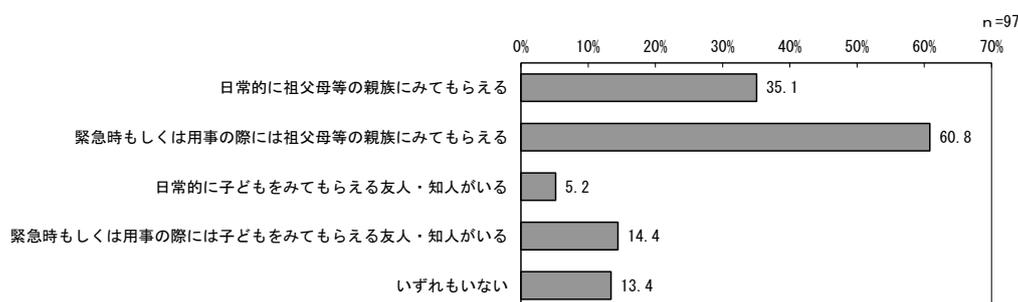
テーマ2 孤立や疎遠状況の推察について（社会参加・地域交流について）

子育てをしていて追い込まれてしまう状況については、孤立していたり、核家族が進みすぎて、身内とも疎遠になってしまったりしている状況で多く報告されています。

●就学前児童の保護者

問11 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」60.8%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」35.1%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」14.4%、「いずれもない」13.4%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」5.2%と続いています。



問11「日頃、子どもをみてもらえる親族・知人はいるか」と問12「子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいるか」、これらの回答をクロス集計分析し、孤立や疎遠状況を推測しています。その結果、回答数からは孤立している可能性は見受けられません。

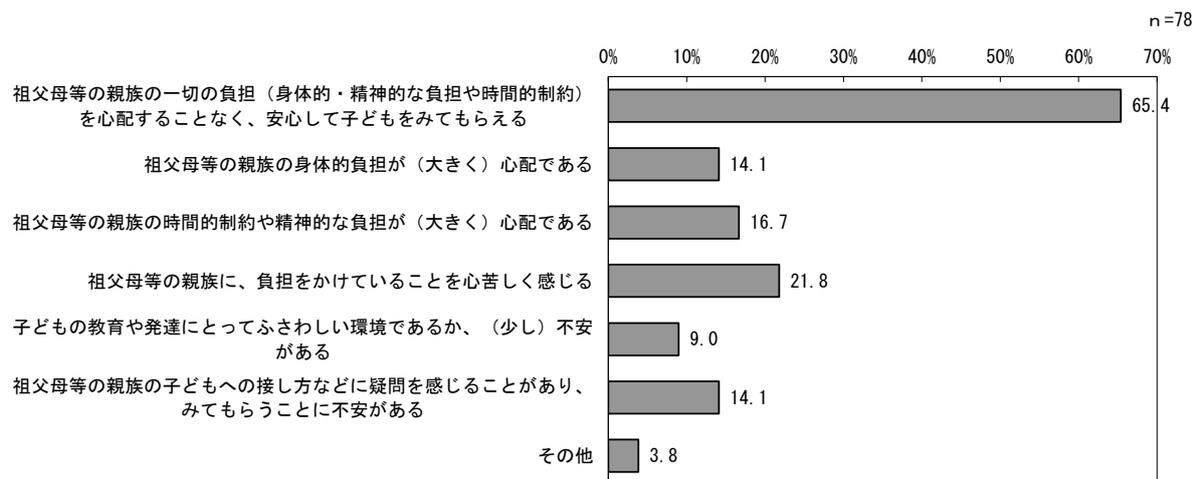
	合計	問12 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか	
		いる／ある	いない／ない
全体	96	96	0
	100.0%	100.0%	0.0%
問11 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	34	0
		100.0%	0.0%
	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	58	0
		100.0%	0.0%
	日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	5	0
	100.0%	0.0%	
緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	13	0	
	100.0%	0.0%	
いずれもない	13	0	
	100.0%	0.0%	

アンケート結果では孤立している人は見受けられませんでした。予防策の1つとして地域交流やイベントなどの社会参加によって、孤立や疎遠の状況を防ぐことも考えられます。

また、問11の回答で「みてもらえる親族・知人がいる」が多い傾向について、一見問題がないようにみえます。問11-1の回答で「親族に負担をかけていることを心苦しく感じる」との回答が多い傾向と現在の祖父母世代の就業率が高い傾向を鑑みると、各世帯の状況にもよりますが、みてはもらえるが子育て世代だけでやりくりしている状況に置かれている可能性があります。その状況には、よりみえにくい孤立状況が潜んでいると推察されます。

問 11-1 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください

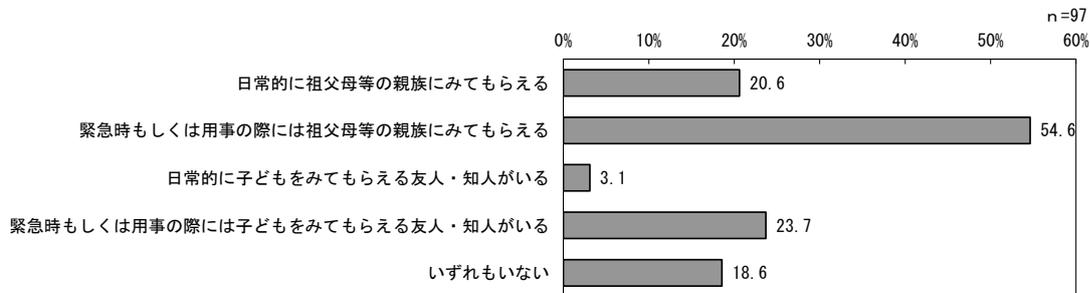
「祖父母等の親族の一切の負担（身体的・精神的な負担や時間的制約）を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」65.4%で最も多く、次いで「祖父母等の親族に、負担をかけていることを心苦しく感じる」21.8%、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が（大きく）心配である」16.7%、「祖父母等の親族の身体的負担が（大きく）心配である」、「祖父母等の親族の子どもへの接し方などに疑問を感じることもあり、みてもらうことに不安がある」14.1%、「子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか（少し）不安がある」9.0%と続いています。



●小学生児童の保護者

問 12 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」54.6%で最も多く、次いで「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」23.7%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」20.6%、「いずれもない」18.6%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」3.1%と続いています。



問 12「日頃、子どもをみてもらえる親族・知人はいるか」と問 13「子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいるか」これらの回答をクロス集計分析し、孤立や疎遠状況を推測しています。その結果、全体の回答数から約 4.1%の方が孤立している可能性が推察されます。

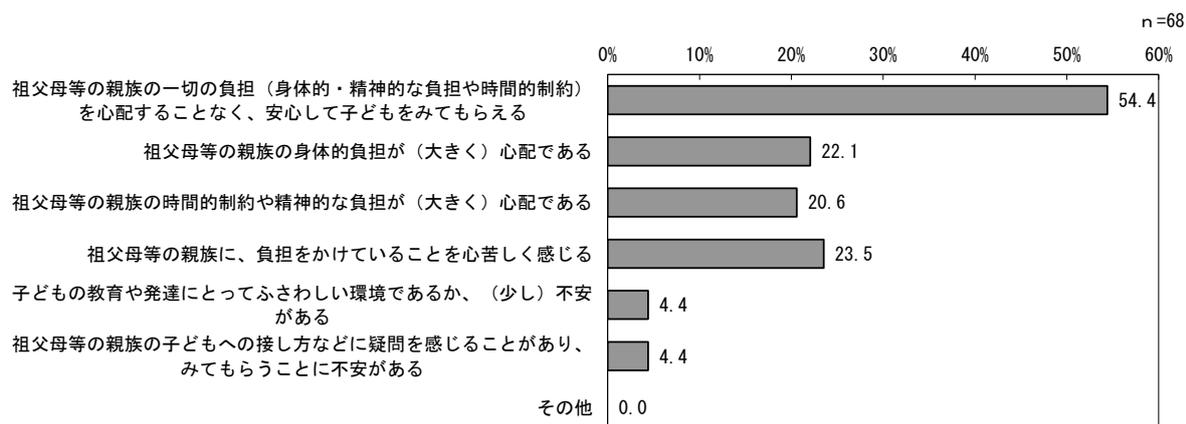
		合計	問13 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか	
			いる／あ る	いない／ ない
全体		98	90	8
		100.0%	91.8%	8.2%
問12 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	19	19	0
		100.0%	100.0%	0.0%
	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	52	49	3
		100.0%	94.2%	5.8%
	日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	3	3	0
	100.0%	100.0%	0.0%	
緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	23	22	1	
	100.0%	95.7%	4.3%	
いずれもない	18	14	4	
	100.0%	77.8%	22.2%	

この情報を子育て支援事業に携わる関係者間で共有することで、より具体的な対策へつなぐきっかけになると考えられます。さらに対策の1つとして、地域交流やイベントなどの親子で参加できる社会参加によって、孤立や疎遠の状況を防ぐことも考えられます。

その他に、問 12 の回答で「みてもらえる親族・知人がいる」が多い傾向について、一見問題がないようにみえます。問 12-1 の回答で「親族に負担をかけていることを心苦しく感じる」との回答が多い傾向と現在の祖父母世代の就業率が高い傾向を鑑みると、各世帯の状況にもよりますが、みてはもらえるが子育て世代だけでやりくりしている状況に置かれている可能性があります。その状況には、よりみえにくい孤立状況が潜んでいるかもしれないと推察されます。

問 12-1 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況

「祖父母等の親族の一切の負担（身体的・精神的な負担や時間的制約）を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」54.4%で最も多く、次いで「祖父母等の親族に、負担をかけていることを心苦しく感じる」23.5%、「祖父母等の親族の身体的負担が（大きく）心配である」22.1%、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が（大きく）心配である」20.6%、「子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、（少し）不安がある」、「祖父母等の親族の子どもへの接し方などに疑問を感じることもあり、みてもらうことに不安がある」4.4%と続いています。



テーマ3 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について

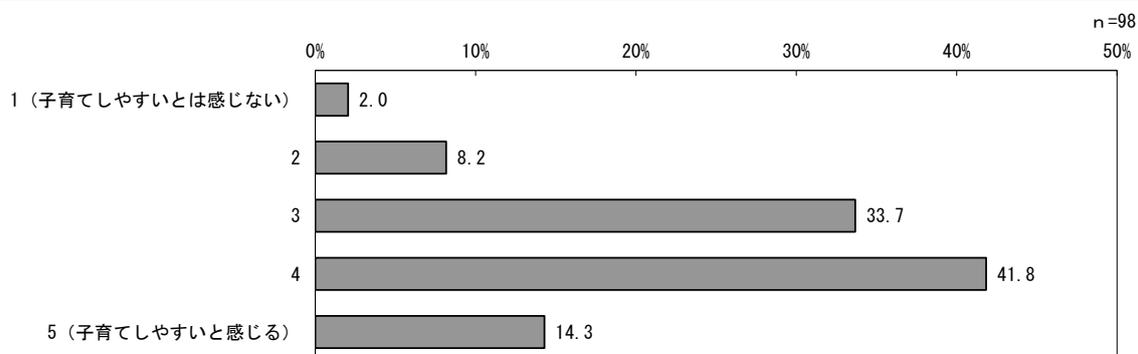
満足度については、計画、施策の成果（アウトカム）ととらえて評価し、今後の取り組み検討につなげていく項目になります。

就学前の保護者のお住まいの地区の子育てのしやすさについてみると以下の通りです。

「子育てしやすいと感じる」56.1%（「5：とても子育てしやすいと感じる」14.3%+「4：まあまあ子育てしやすいと感じる」41.8%）、「子育てしやすいとは感じない」10.2%（「2：あまり子育てしやすいとは感じない」8.2%+「1：子育てしやすいとは感じない」2.0%）となっています。

問 37 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか

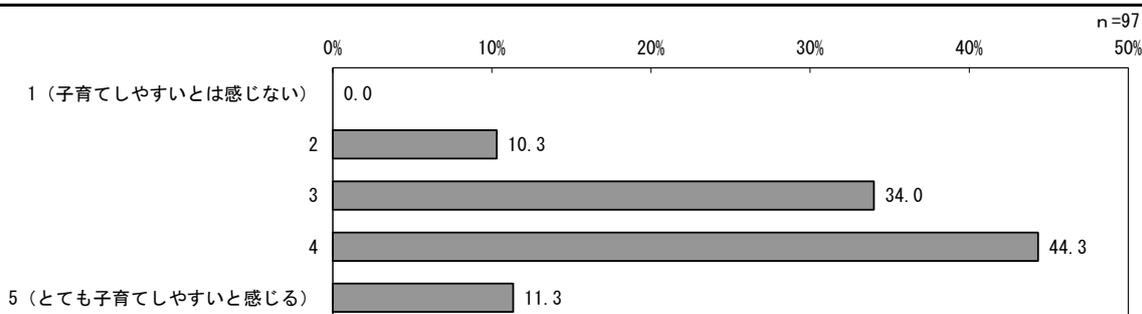
「4」41.8%で最も多く、次いで「3」33.7%、「5（子育てしやすいと感じる）」14.3%、「2」8.2%、「1（子育てしやすいとは感じない）」2.0%と続いています。



一方、小学生児童の保護者のお住まいの地区の子育てのしやすさについてみると以下の通りです。「子育てしやすいと感じる」55.6%（「5:とても子育てしやすいと感じる」11.3%+「4:まあまあ子育てしやすいと感じる」44.3%）、「子育てしやすいとは感じない」10.3%（「2:あまり子育てしやすいとは感じない」10.3%+「1:育てしやすいとは感じない」0.0%）となっています。

問 25 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか

「4」44.3%で最も多く、次いで「3」34.0%、「5（とても子育てしやすいと感じる）」11.3%、「2」10.3%と続いています。



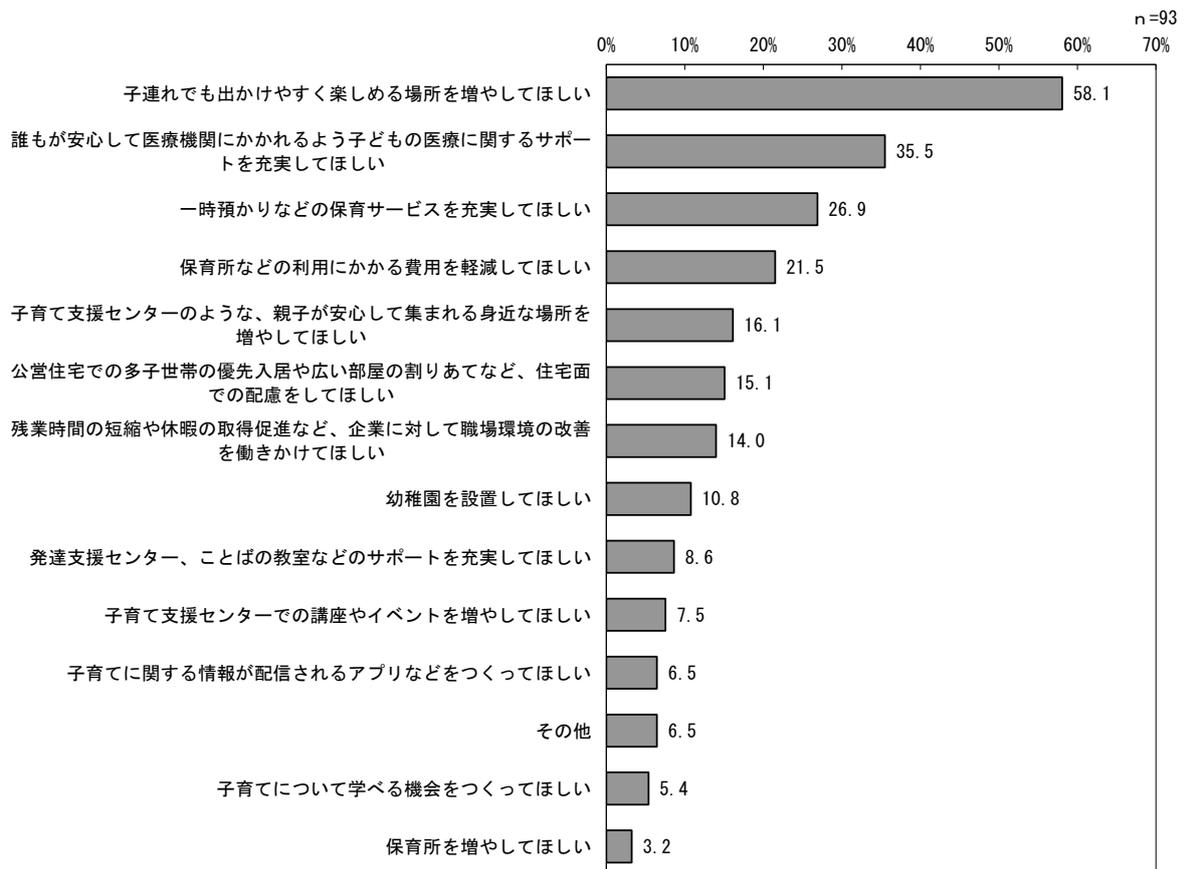
今後の取り組み検討課題については、就学前児童の保護者アンケートの問 37「お住まいの地区の子育て環境」と問 40「子育て支援について希望すること」をクロス集計分析してみると、子育てのしやすさの感じ方どれでも似た回答傾向となっています。ただ、子育てしやすいとは感じない（5 段階評価で 1～2 に当たる）と回答した方は、子連れで出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい、子どもの医療に関するサポートを充実してほしい、一時預かりなどの保育サービスを充実してほしいなどの傾向が少し高くなっています。

一方、小学生児童の保護者アンケートの問 25「お住まいの地区の子育て環境」と問 28「子育て支援について希望すること」をクロス集計分析してみると、子育てのしやすさの感じ方どれでも似た回答傾向となっています。ただ、子育てしやすいとは感じない（5 段階評価で 1～2 に当たる）と回答した方は、子どもの医療に関するサポートを充実してほしい、子連れで出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい、一時預かりなどの保育サービスを充実してほしいなどの傾向が少し高くなっています。

●就学前児童の保護者

問 40 本町の子育て支援について希望することはありますか

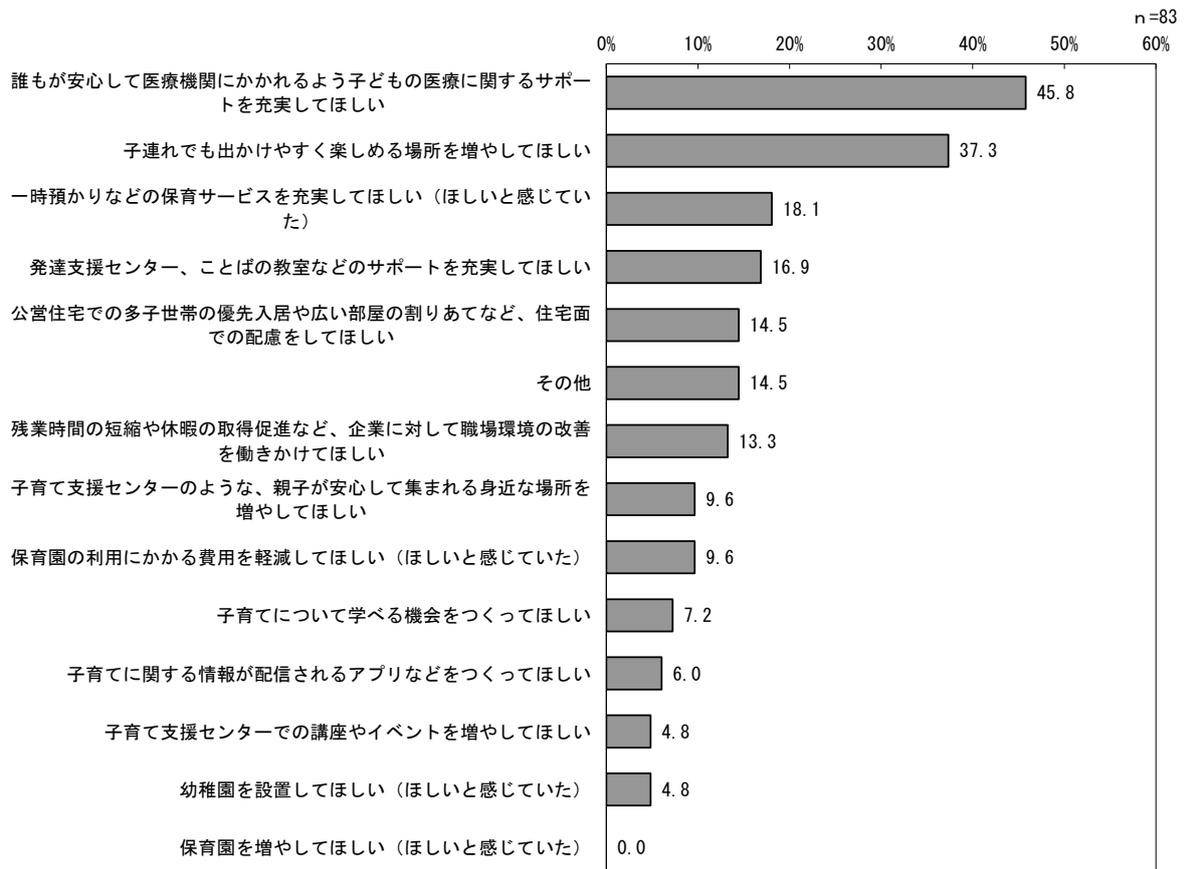
「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」58.1%で最も多く、次いで「誰もが安心して医療機関にかかれるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい」35.5%、「一時預かりなどの保育サービスを充実してほしい」26.9%、「保育所などの利用にかかる費用を軽減してほしい」21.5%、「子育て支援センターのような、親子が安心して集まれる身近な場所を増やしてほしい」16.1%と続いています。



●小学生児童の保護者

問 28 本町の子育て支援について希望することはありますか

「誰もが安心して医療機関にかかれるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい」45.8%で最も多く、次いで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」37.3%、「一時預かりなどの保育サービスを充実してほしい(ほしいと感じていた)」18.1%、「発達支援センター、ことばの教室などのサポートを充実してほしい」16.9%、「公営住宅での多子世帯の優先入居や広い部屋の割りあてなど、住宅面での配慮をしてほしい」14.5%と続いています。

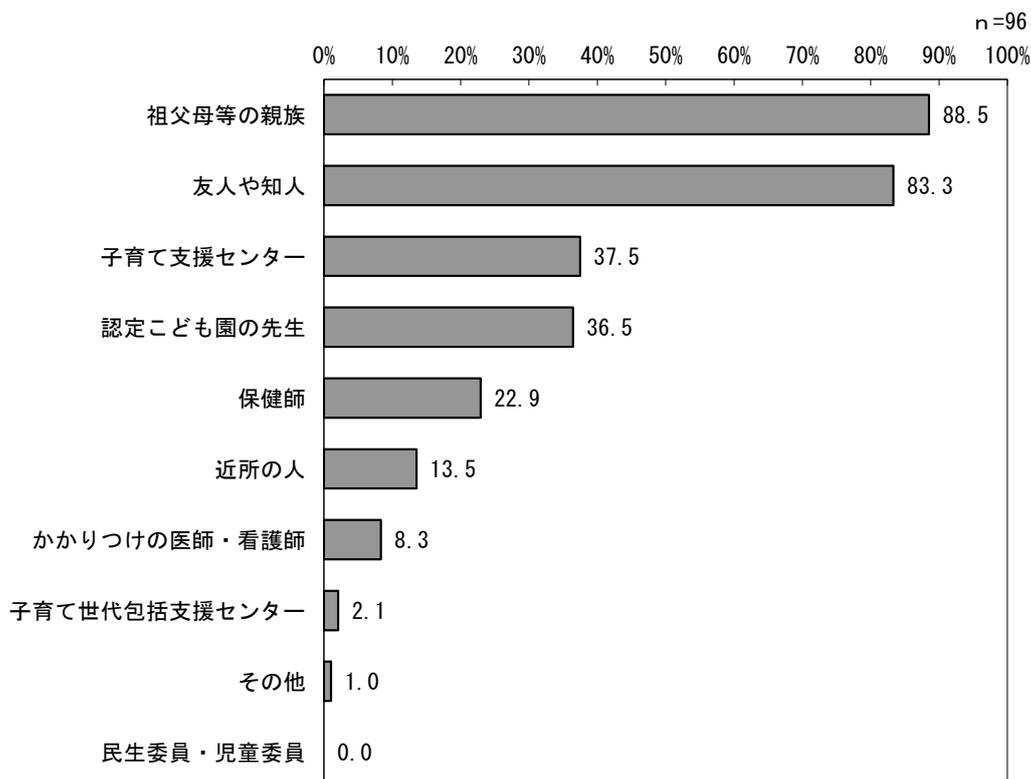


テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

●就学前児童の保護者

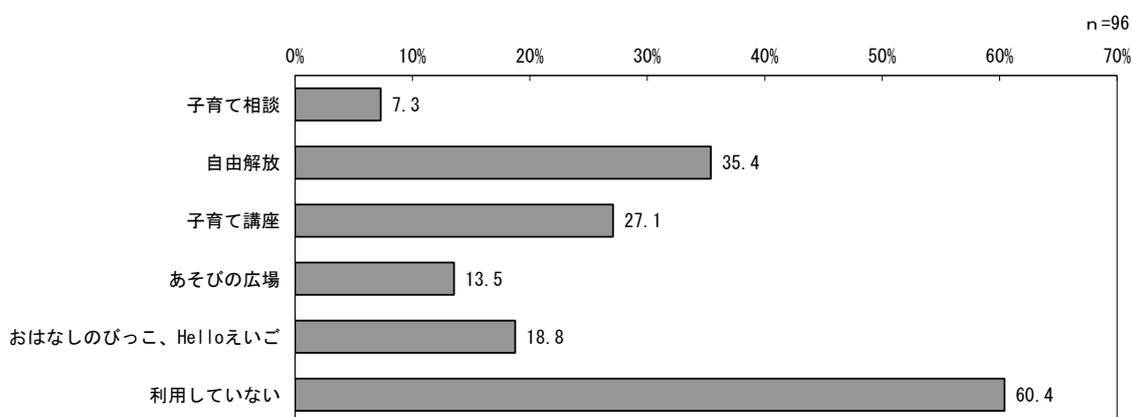
問 12-1 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰、または、どこですか

「祖父母等の親族」88.5%で最も多く、次いで「友人や知人」83.3%、「子育て支援センター」37.5%、「認定こども園の先生」36.5%、「保健師」22.9%と続いています。



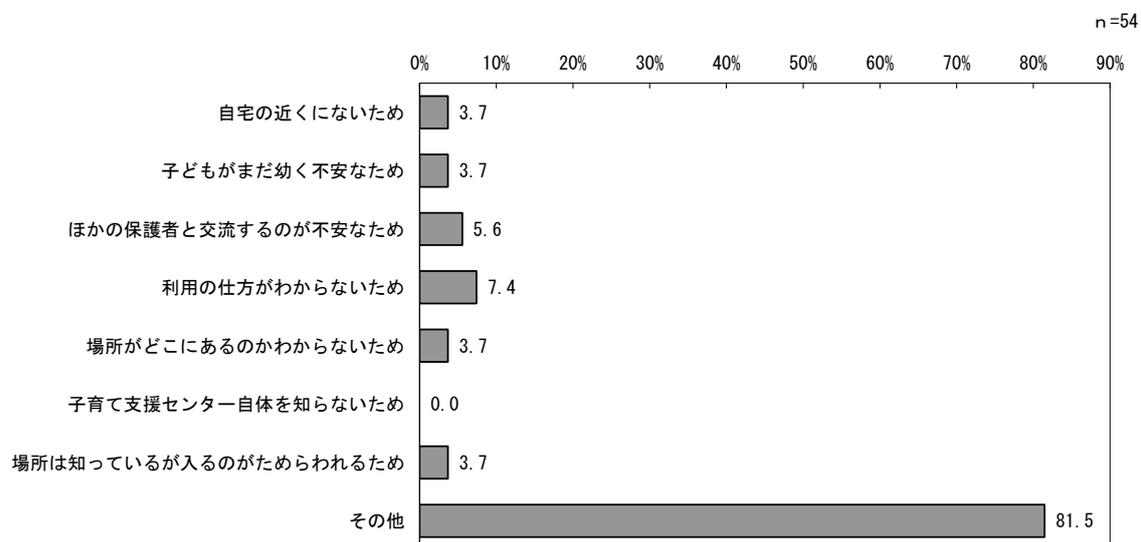
問 16 おさんは、現在、子育て支援センターを利用していますか

「利用していない」60.4%で最も多く、利用の内容は「自由解放」35.4%、「子育て講座」27.1%、「おはなしのびっこ、Hello えいご」18.8%、「あそびの広場」13.5%と続いています。



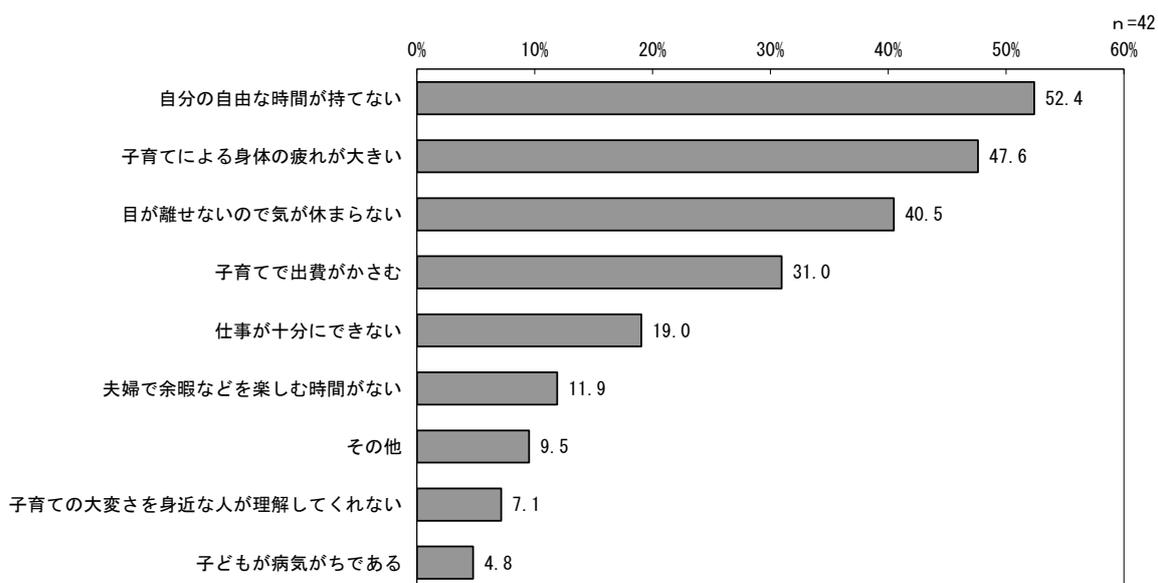
問 16-1 利用していない理由は主に何ですか

「その他」81.5%で最も多く、次いで「利用の仕方がわからないため」7.4%、「ほかの保護者と交流するのが不安なため」5.6%、「自宅の近くにないため」、「子どもがまだ幼く不安なため」、「場所がどこにあるかわからないため」、「場所は知っているが入るのがためらわれるため」3.7%と続いています。



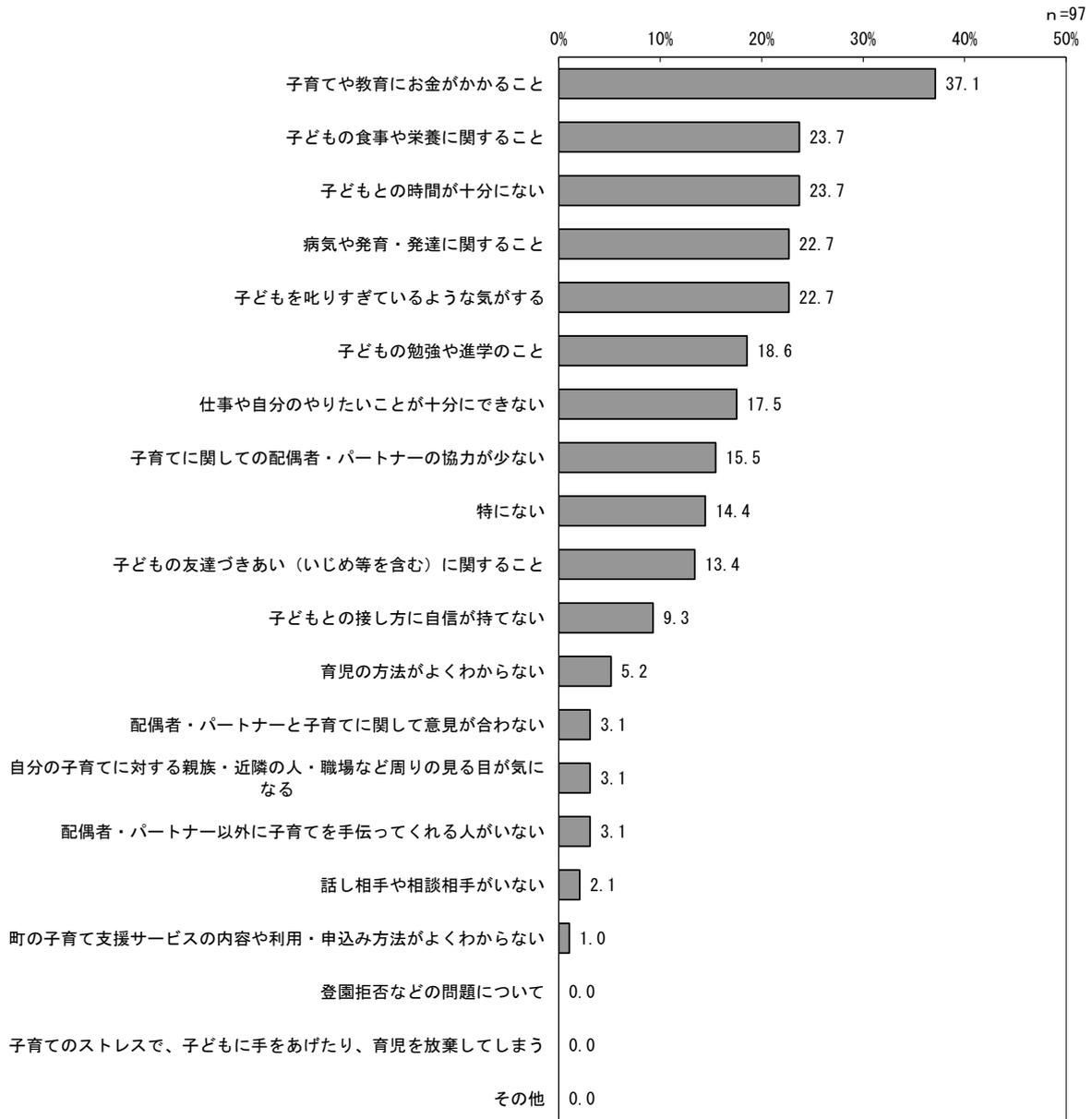
問 32-1 子育てをする上で、特に負担に思っていることはどのようなことですか

「自分の自由な時間が持てない」52.4%で最も多く、次いで「子育てによる身体の疲れが大きい」47.6%、「目が離せないので気が休まらない」40.5%、「子育てで出費がかさむ」31.0%、「仕事が十分にできない」19.0%と続いています。



問 34 あなたは、日常子育てで悩んでいること、また、気になることはありますか

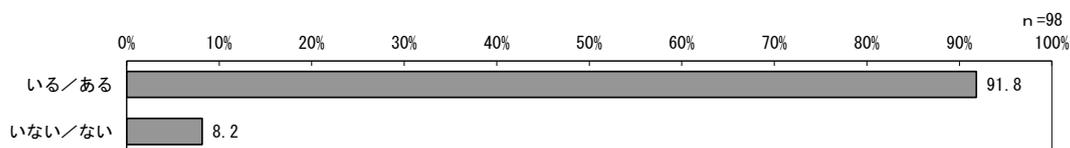
「子育てや教育にお金がかかること」37.1%で最も多く、次いで「子どもの食事や栄養に関すること」、「子どもとの時間が十分でない」23.7%、「病気や発育・発達に関すること」、「子どもを叱りすぎているような気がする」22.7%「子どもの勉強や進学のこと」18.6%、「仕事や自分のやりたいことが十分にできない」17.5%と続いています。



●小学生児童の保護者

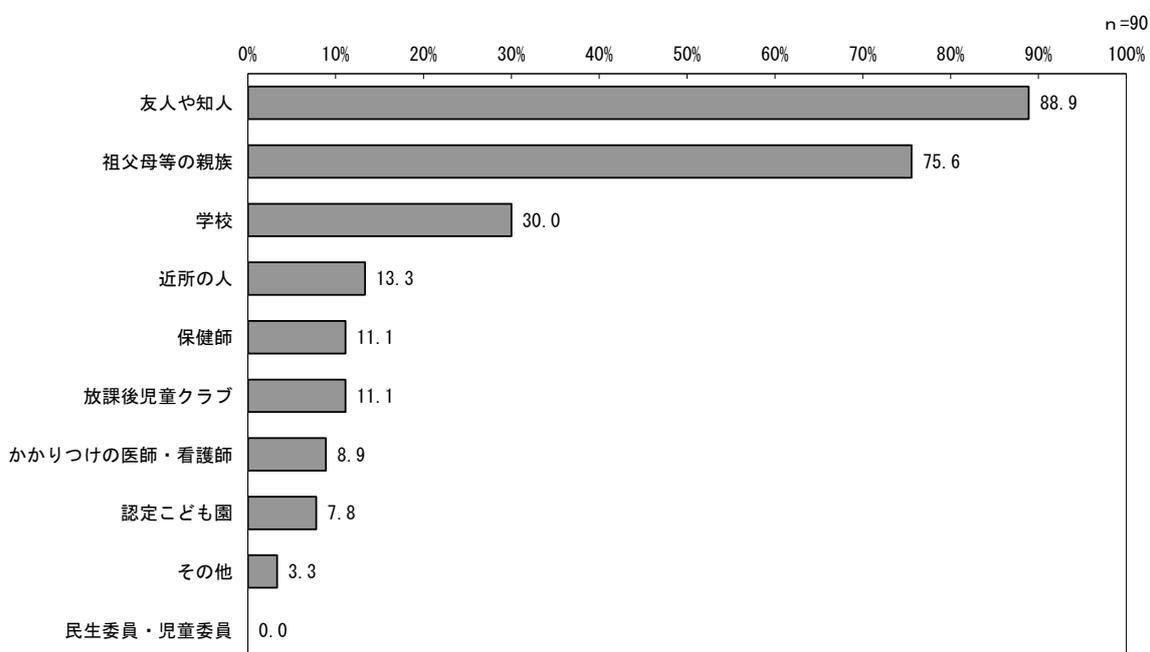
問 13 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか

「いる／ある」91.8%、「いない／ない」8.2%となっています。



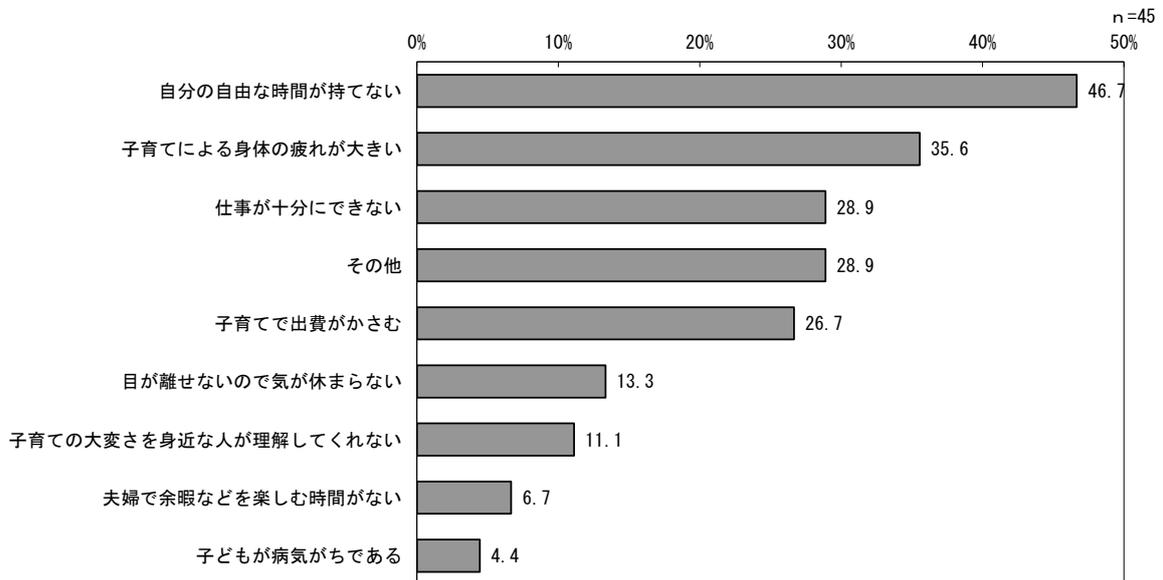
問 13-1 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰、または、どこですか

「友人や知人」88.9%で最も多く、次いで「祖父母等の親族」75.6%、「学校の先生」30.0%、「近所の人」13.3%、「保健師」、「放課後児童クラブの先生」11.1%と続いています。



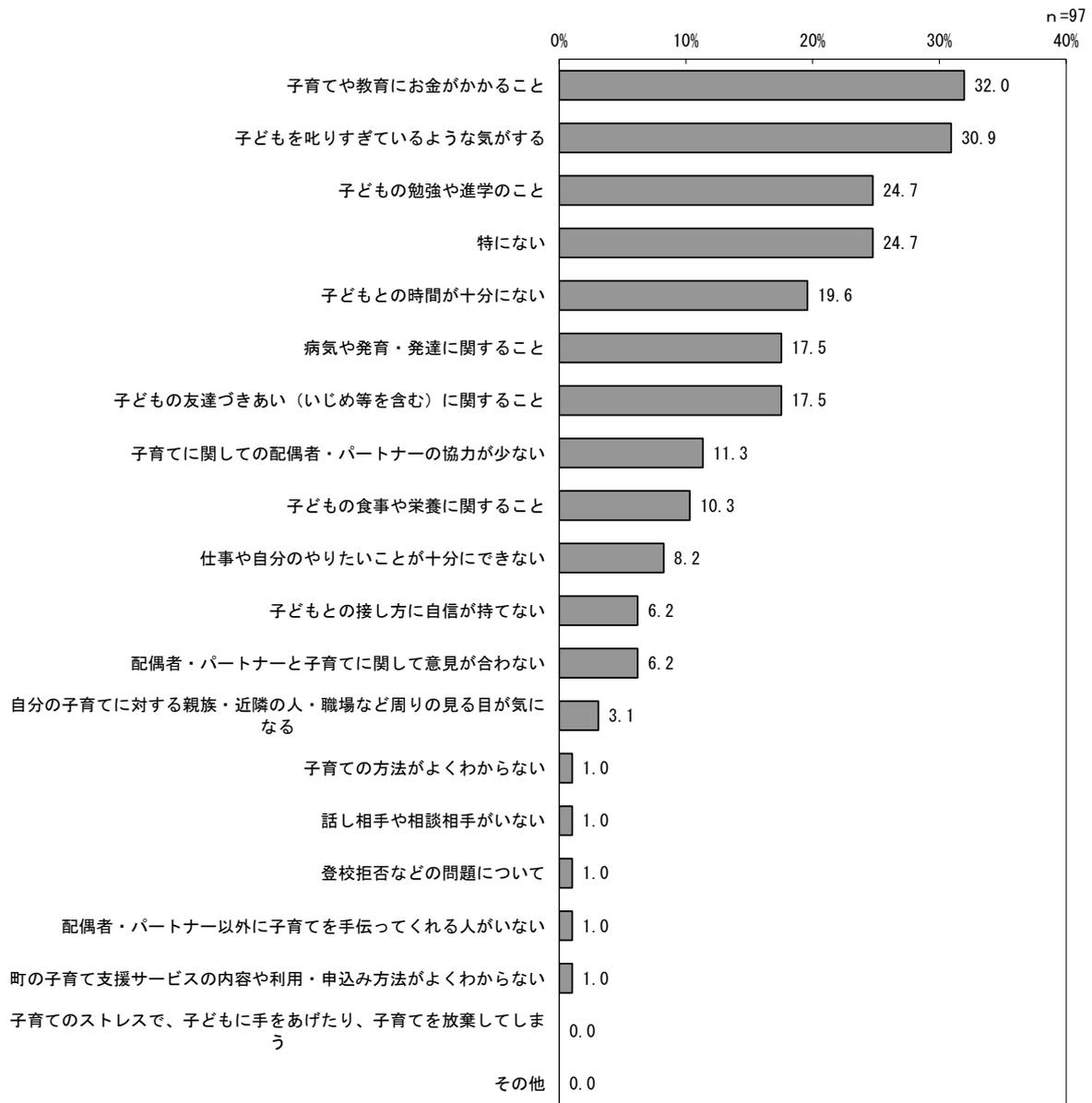
問 20-1 子育てをする上で、特に負担に思っていることはどのようなことですか

「自分の自由な時間が持てない」46.7%で最も多く、次いで「子育てによる身体の疲れが大きい」35.6%、「仕事が十分にできない」、「その他」28.9%、「子育てで出費がかさむ」26.7%、「目が離せないので気が休まらない」13.3%と続いています。



問 22 あなたは、日常子育てで悩んでいること、また、気になることはありますか

「子育てや教育にお金がかかること」32.0%で最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」30.9%、「子どもの勉強や進学のこと」、「特にない」24.7%、「子どもとの時間が十分でない」19.6%、「病気や発育・発達に関すること」、「子どもの友達づきあい（いじめ等を含む）に関すること」17.5%と続いています。



5 子ども・子育て支援に関するアンケート結果からの課題

ここでは、アンケート全般を踏まえた課題を記載しています。国の指針でもいわれている子どもの育ち及び子育てをめぐる環境と厚真町の子育て環境を踏まえ、関連する課題にも取り組んでいく必要があります。

●テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要について

→今後の教育・保育の需要量を推察し、見込み量と確保策の検討につなげることが課題です。見込み量を算出する際の希望値の参考としてアンケート結果を活用し、また利用実績も踏まえた見込み量とすることも課題です。

●テーマ2 孤立や疎遠状況の推察について（社会参加・地域交流について）

→孤立している保護者がいる可能性があるという前提で、今後の取り組みにつなげていくことが課題です。この情報を子育て支援事業に携わる関係者間で共有することで、児童虐待や育児放棄を防ぐ具体的な対策へつなぐきっかけになると考えられます。

また、小学生も含めた親子で参加できる地域交流やイベントなどへの社会参加によって、孤立や疎遠の状況を防ぐことも課題の1つと考えられます。

●テーマ3 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について

→計画、施策の成果（アウトカム）ととらえて評価し、今後の取り組み検討につなげることが重要です。現況を維持しつつ、就学前児童の保護者であれば、子育て支援センターのような親子が安心して集まれる場所をさらに充実していくことや、自治体から事業者への残業時間短縮や休暇取得の促進を促すなどに対応していくことが課題です。

一方で、小学生の保護者の希望からは、子育てに対するサポートや保育サービスの充実の検討が課題です。

●テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

→相談内容として想定されるのは「経済的な不安・負担について」、「子どもの食事や栄養に関すること」、「子どもの育て方について」、「子どもとの時間を十分にもてない」、「子どもの勉強や進学のこと」、「病気や発育・発達に関すること」、「子どもの友達づきあい（いじめ等を含む）に関すること」などの相談ができる人員の確保や窓口体制を整えていくことが課題です。

また、相談したいけどする先がわからない方に、気軽に相談する先があることを今後も周知や広報していくことも課題になります。

その他、アンケート結果からみた、第1期計画からの継続課題については、以下の通りです。

●教育・保育の質の向上に向けた課題

□子育て環境について満足度が高いと評価した方は約6割であったことから、現在の子育て支援事業を継続しつつ質の高い教育・保育の提供、周知方法などの整備を継続することが必要です。

●子育て支援と育児環境の整備に向けた課題

□気軽に相談できる場所として、子育て支援施設や町の相談窓口等の活用を促すような広報の仕方がさらに必要です。

□放課後児童クラブだけでなく、放課後子ども教室等も含め、子どもたちが安全に過ごすことができる体制の充実が今後も必要です。

●多様な生き方・働き方を支援するための課題

□今後、保育環境の整備により就労等の理由で保育所等に預けたいと希望する保護者が増加することも見込まれるため、ニーズに応じた供給体制の確保が必要です。

□就労時間や就労形態などのニーズは多様であり、これらの希望に対応できる就労支援の充実が必要です。

□今後も一層のワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。

□職場復帰後に教育・保育施設等の円滑な利用ができるよう、利用に関する支援と事業者への子育ての充実へ向けた取り組みを促す啓発活動が必要です。

これらの課題の解決につながるよう、子ども・子育て支援の様々な施策や事業を計画的に取り組んでいきます。

第3章 計画の基本的な考え方について

1 基本理念

基本理念

「子どもの最善の利益が実現され、すべての子どもたちが健やかに育ち、子育ての関わりを通して家庭・地域が子どもの成長と喜びを実感できるまち」

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの成長と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることが重要であることが示されています。

一方で、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、子どもと子育て家庭を取り巻く状況を踏まえた子どもの育ちと子育てを支援する環境づくりが重要となっています。

こうした認識に立ち、少子化やそれに伴う子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化の中で子どもの成長にしっかりと向き合いながら、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供等を、「厚真町子ども・子育て支援事業計画」に位置付け、すべての子どもたちの健やかな成長と子育て家庭の子育てを地域ぐるみで支援し、子どもの成長と喜びを家庭・地域で実感できるまちを目指していくこととします。

2 基本目標

基本目標 1 子どもの育つ力を伸ばす

基本目標 2 子育て家庭の育てる力を伸ばす

基本目標 3 地域みんなで子育てを支える

基本理念に基づき、子ども・子育て支援の目標として「子どもの育つ力を伸ばす」「子育て家庭の育てる力を伸ばす」「地域みんなで子育てを支える」を目指し、各施策に取り組むこととします。

3 施策の体系

子ども・子育て支援の施策体系については、以下の通りです。

基本理念

子どもの最善の利益が実現され、すべての子どもたちが健やかに育ち、子育ての関わりを通して家庭・地域が子どもの成長と喜びを実感できるまち

基本目標

1

子どもの育つ力を
伸ばす

(1)子どもが健やかに成長できる教育環境づくり

- ① 幼児期の教育・保育の提供体制の整備
- ② 地域子ども・子育て支援事業の提供体制
- ③ 児童の健全育成
- ④ 子育て支援ネットワークづくり

(2)子どもと母親の健康づくり

- ① 安心して子育てができる環境づくり
- ② 妊娠、出産に際する情報提供
- ③ 食育の推進
- ④ 一人ひとりの特性に配慮した支援

2

子育て家庭の
育てる力を伸ばす

(1)仕事と子育てを両立できる環境づくり

- ① 仕事と子育ての両立のための基盤整備
- ② 子育て家庭への経済的支援

(2)子育てしやすい自然環境の保全と良好な住環境づくり

- ① 良好な居住環境の確保
- ② 豊かな自然に触れ郷土への愛着と誇りを育む

3

地域みんなで
子育てを支える

(1)子育てを支援する地域づくり

- ① つながりと絆を育む世代間交流
- ② 自然や文化、歴史などを通じた地域体験活動
- ③ 地域での交流を通じて子育て支援の拡充

(2)安全で安心な生活環境づくり

- ① 交通安全、防犯等子どもを守る活動
- ② 社会的支援の必要な児童への取り組み

第4章 基本目標と施策について

1 子どもの育つ力を伸ばす

子どもが健やかに成長し、主体的に学び遊ぶ環境と妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、安心して子育てができる環境を整備・提供します。

(1) 子どもが健やかに成長できる教育環境づくり

① 幼児期の教育・保育の提供体制の整備

項目	施策の内容
こども園つみき	平成24年度開設 定員100名 入所児童0～5歳
宮の森こども園	平成28年度開設 定員80名 入所児童0～5歳
一時預かり事業	認定こども園において未就園の満1歳から5歳児の児童の預かりを実施します

② 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

項目	施策の内容
厚真子育て支援センター	平成16年度開設 子育て世帯の交流、育児相談、情報誌の発行など子育て家庭の相談や育児に係る情報の提供を実施します
厚南子育て支援センター	平成28年度開設 子育て世帯の交流、育児相談、情報誌の発行など子育て家庭の相談や育児に係る情報の提供を実施します
利用者支援事業	平成30年度開設 子育て世代包括支援センターとして総合ケアセンターゆくり相談窓口を設置 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報提供や保護者から利用にあたっての相談に応じ、適切なサービスを選択し、円滑に利用できるよう相談や助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です

項目	施策の内容
子育て短期支援事業	保護者が疾病等の理由により児童の養育が困難となった場合に、保護を適切に行うことができる児童養護施設等において必要な養育・保護を行う事業です 適切な支援が行えるよう児童相談所等と連携し実施できる体制を構築していきます
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や児童の一時的な預かりなど育児の援助を希望する人と援助を行いたい人からなる相互援助活動について連絡調整を行い、子育て支援を行う事業です 相互援助の実施体制や他の事業での運用(一時預かり事業・放課後児童クラブの活用)も含め検討してまいります
病児・病後児保育事業	病児・病後児について保育所等に付設された専用スペースなどにおいて看護師等が一時的に保育等をする事業です 病児・病後児保育の要望を踏まえ、看護師等の配置、医療機関との連携など検討してまいります
実費徴収に係る補足給付事業	町が定めた保育料以外に給食費、教材費等の実費負担に係る費用として、施設が独自に徴収する費用を保護者の所得状況に勘案して、その費用を助成する事業です
多様な主体が参入することを促進するための事業	施設事業者が安定的かつ継続的に事業を運営し、保育等を円滑に実施できるよう、実地支援、相談、助言、連携施設のあっせんなどを行う事業です 新規参入の事業者などがあつた際、巡回支援等の支援事業の実施を検討してまいります

③児童の健全育成

厚真・厚南児童会館の運営

項目	施策の内容
厚真放課後子どもセンター	平成31年度開設 厚真地区放課後児童クラブの施設として利用 児童クラブに支障のない範囲で子育てサークルなどの活動にも利用
厚南児童会館	平成28年度開設 厚南地区放課後児童クラブを実施 青少年の社会・文化活動としても利用
厚真児童会館	青少年の社会・文化活動として利用

項目	施策の内容
放課後児童クラブ (学童保育)	共働き家庭を主とし学童保育の希望者を対象に、放課後の子どもの安全で健やかな居場所づくりとして平成8年度から厚真・上厚真2地区で実施 平成26年度までは小学校4年生までの受け入れでしたが、平成27年からは6年生まで受け入れ年齢を拡大しました 上厚真地区は平成28年度から、厚真地区は平成31年度から新たな専用施設を整備し、充実を図っています
放課後子ども教室	平成24年度からすべての児童を対象に、スポーツ・文化活動・地域住民との交流活動など多様な体験活動を実施しています 放課後児童クラブとの一体的活動を視野に、相互に連携強化を目指します

④子育て支援ネットワークづくり

項目	施策の内容
子育てサークル等の体制づくり	子育てに関わる情報提供など、子育てボランティアの育成や支援団体のネットワーク化を推進します
子ども会など地域活動の支援	地域の子ども会の活動を支援し、地域全体での子どもの育成の機運を高めます

(2) 子どもと母親の健康づくり

①安心して子育てができる環境づくり

項目	施策の内容
妊婦健康診査事業	妊婦の健康診査を実施し、異常等を早期に発見して適切な治療や保健指導を行います
妊婦訪問指導事業	妊娠期を心身ともに健康に過ごすことができるよう、訪問による日常生活指導を実施し、母体の疾病の予防や早期発見を支援します
妊婦歯科検診事業	妊婦の口腔衛生管理の具体的な方法や栄養の取り方を指導します 妊娠中の口腔内の異常の早期発見のため、歯科健診を実施します
乳幼児相談事業	子育て支援センターなどで保健師による乳幼児の発育・発達の確認、母親の育児不安の相談などを実施します
乳児健康診査 1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査	乳幼児の健康状態や発育・発達を確認して、個々に応じた支援を実施します

項目	施策の内容
乳児家庭全戸訪問事業	出生した全乳児の居宅へ訪問して、発育・発達の確認、母親の育児不安の相談などを実施します
養育支援訪問事業	未熟児等発育・発達に支援が必要な乳幼児に対して、出生時から適切な保健指導を実施します
子育て講座等開催事業	幼児期の日常生活や食生活についての知識の普及と生活習慣の改善を目的に講座を開設します
ブックスタート事業	乳幼児と親子の触れ合いを醸成するため、生後9～11か月の乳児に絵本をプレゼントします
歯科検診・フッ素塗布事業	むし歯の発生を未然に防ぎ、口腔内の異常の早期発見、早期治療のため歯科健診・フッ素塗布を実施します 正しい歯磨き方法の指導や適切な糖分摂取などの生活習慣の指導を実施します
むし歯のない子の表彰	4歳児を対象に歯科検診・フッ素塗布事業からむし歯のない子を把握して表彰します
離乳食講習会	離乳食の調理体験や試食などを通して、知識の習得と保護者の交流を図る教室を開催します
特定不妊治療費助成事業	不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療にかかる費用の支援を行います 治療費が高額で保険適用にならない「体外受精」、「顕微授精」にかかる費用の一部を支援し、北海道で実施している「特定不妊治療費用助成事業」に上乗せします
産婦健康診査事業	産後うつや虐待予防を図るため、産後2週間、産後1か月など産後間もない時期の産婦健診にかかる費用を助成し、産後の母子に対する支援を行います
産後ケア事業	退院直後の母子に対して、心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援を行います
産前・産後サポート事業	妊産婦が抱える悩み等について、子育て経験者等の相談しやすい相手や助産師等の専門家による相談支援を行い、妊産婦の孤立感の解消を図るよう支援を行います

②妊娠、出産に際する情報提供

項目	施策の内容
母子保健事業の周知	母子保健事業のPRや広報紙掲載、ホームページの活用など出産・育児に関する情報の提供に努めます
母親(両親)教室の開催	妊婦とパートナーを対象に妊娠、出産、育児について夫婦共同で知識を身につけ子育てできるよう、講義等を希望により開催します

③食育の推進

項目	施策の内容
子ども料理教室	発育期の児童の食習慣と健康づくりに関する意識を高め、子どもたちの健康増進を支援します
米づくり体験事業	園児と保護者が、田植え、稲刈り、しめ縄づくりなど米づくり体験を通し、食の大切さを伝える機会を設けます

④一人ひとりの特性に配慮した支援

項目	施策の内容
発達支援センターの運営	厚真町発達支援センターを設置し、発達の遅れや障がいのある児童について、支援を行います また、関係機関とのネットワークの構築、家族への相談支援や研修などを行います
障がい児支援	障がいにより支援の必要な幼児、児童に早期療育による支援や学校への就学、学童保育の利用について連携していきます
ひとり親家庭支援	ひとり親家庭の不安や心理的サポートなど経済状況や子どもの状況に応じ、関係部局と連携し支援してまいります
要支援児童の保育	障がいなどにより支援の必要な児童に対し、こども園入園に際し状況に応じて必要な対応を講じてまいります

2 子育て家庭の育てる力を伸ばす

子育て家庭の生活環境、育児と就業の両立、経済的負担の軽減を支援します。

(1) 仕事と子育てを両立できる環境づくり

①仕事と子育ての両立のための基盤整備

項目	施策の内容
産休、育休後の保育の充実	産後休暇後、育児休業後の就労等により保育が必要な場合、円滑な施設利用に対応するよう情報提供や相談支援を実施します
労働者の職業生活と家庭生活の両立	仕事と生活の調和の実現のため、企業、事業所、民間団体等と連携し、地域の実情に応じたワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進します
(再掲)一時預かり事業	認定こども園において未就園の満1歳から5歳(小学校就学前)の児童の預かりを実施します

②子育て家庭への経済的支援

項目	施策の内容
児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当	各手当について制度に準じ、適正に対応していきます
乳幼児等医療費助成事業	0歳から小学校就学前の児童の入院・通院、小学生の入院について保険診療の自己負担に相当する額を助成します
子育て支援医療費・保育料・高校生通学費等還元事業	0歳から18歳までの子どもの医療費自己負担額分とこども園の保育料の一部、町外の高等学校等へ通学する通学費等の一部を町内の商店で利用できるポイントとして還元します
民間賃貸住宅子育て世帯支援事業	町内の民間賃貸住宅(家賃要件あり)に入居し、18歳までの子どもがいる世帯(所得要件あり)に、町内の商店で利用できるポイントを付与します
保育料の軽減	国の定める徴収基準を軽減し、保育料を設定します
多子世帯の保育料減額	多子世帯の保育料を国の基準額より減額します
出産祝金の支給	第3子以上の誕生に際し、10万円を支給します
君の椅子プロジェクト	子どもの誕生を記念して、北海道産の無垢材で手作りした椅子に生年月日と名前を刻印し、世界にひとつだけの椅子を贈ります

項目	施策の内容
もやせるごみ用指定ごみ袋支給事業	3歳未満の乳幼児と同居している保護者等に、1カ月あたり10枚の20ℓのもやせるごみ指定袋を支給します
厚真町育英資金の貸付	厚真町育英資金選考基準に基づいて選考された貸付者の方に、就学のための資金を無利子で貸し付けします
就学援助制度 (学用品費などの援助)	就学援助制度の対象者の方に、小・中学校の給食費・学用品費等を援助します
補足給付費制度(再掲)	補足給付費制度の対象者の方に、こども園の給食費・教材費等を援助します

(2) 子育てしやすい自然環境の保全と良好な住環境づくり

①良好な居住環境の確保

項目	施策の内容
子育て世代向け住宅の整備	子育て世代を対象に、住宅料等に配慮した住宅を厚真地区・上厚真地区に計25棟を整備します
住宅マスタープランに基づく町営住宅の整備	老朽化した公営住宅の改修など良好な町営住宅の整備をマスタープランに基づき整備していきます
良好な住宅地の提供	フォーラム・ビレッジ、きらりタウンなどの宅地分譲を進め、移住・定住を推進していきます

②豊かな自然に触れ、郷土への愛着と誇りを育む

項目	施策の内容
田んぼの生き物観察	小学校児童を対象に田んぼの生き物観察を通し郷土厚真の自然と農業への理解を深めます
(再掲)米づくり体験事業	園児と保護者が、田植え、稲刈り、しめ縄づくりなど米づくり体験を通し、食の大切さを伝える機会を設けます
(再掲)放課後子ども教室	希望するすべての児童を対象に、スポーツ・文化活動・地域住民との交流活動など多様な体験活動を実施します 放課後児童クラブとの一体的活動を視野に、相互に連携強化を目指します

3 地域みんなで子育てを支える

地域で子育て世代を支え、子どもの成長を実感し、ともに喜びあえる住民コミュニティを目指します。

(1) 子育てを支援する地域づくり

① つながりと絆を育む世代間交流

項目	施策の内容
異世代交流	放課後児童クラブとこども園との交流など、異年齢の交流を通じ、人や社会と相互に関係する力や、自律的に行動する力を養います
高齢者との交流	子どもは高齢者から「知恵と経験」を高齢者は子どもから「元気と生きる力」を吸収し、思いやりや感謝の心など豊かな人間性を身につけます
小学校との連携	厚真中央小とこども園つみき、上厚真小と宮の森こども園とが連携し、児童の体験入学、教員と保育士との情報共有等、1校区1こども園の特長を生かしスムーズな就学に備えます
学校開放の実施	地域のスポーツ、文化活動団体等の利用に学校施設(体育館)を開放し、団体の活動を支援します
中高生の職場体験活動	中高生の職場体験活動の場として、こども園や地域の事業所などが協力し、活動を通して社会性を養い、異年齢との交流を図ります
青少年健全育成事業	健全育成に関する啓発紙の配布 「アウトメディア運動」等の全町的な取組を推進します

② 自然や文化、歴史などを通じた地域体験活動

項目	施策の内容
芸術鑑賞会の実施	小中学生を対象に演劇や音楽等鑑賞会を実施し、芸術に触れる機会を設けます
埋蔵文化財の活用	本町ならではの貴重な埋蔵文化財を活用し、厚真や北海道の歴史や文化に触れる機会を設けます
(再掲)放課後子ども教室	希望するすべての児童を対象に、スポーツ・文化活動・地域住民との交流活動など多様な体験活動を実施します。 放課後児童クラブとの一体的活動を視野に、相互に連携強化を目指します

③地域での交流を通じて子育て支援の拡充

項目	施策の内容
子ども会等の地域活動の充実	子ども会や地域のスポーツ・レクリエーションなどの活動を充実するよう、地域、関係団体と協力します
スポーツ少年団の支援	スポーツ少年団の育成支援や指導者・リーダー養成など、スポーツを通じて子どもの健やかな心身の育成を目指します
地域人材の活用	地域学校協働本部「あつまるねっと」を活用し、地域の様々な技術を持つ人材が児童・園児の体験活動に関わる機会の充実を図ります。

(2) 安全で安心な生活環境づくり

①交通安全、防犯等子どもを守る活動

項目	施策の内容
こぐまクラブ	こども園の保護者による交通安全活動を実施します
交通安全教室	こども園、小・中学校での交通安全教室を実施します
防犯活動事業	地域や自治会での防犯パトロールなど地域の防犯意識を高めます
防犯ブザーの配布	小・中学生を犯罪や危険から守るための防犯ブザーを配布します
公園管理事業	緑豊かで安全、快適に利用できる公園の管理を行います

②社会的支援の必要な児童への取組

項目	施策の内容
主任児童委員、民生委員との連携	児童虐待の早期発見、早期対応のため、主任児童委員、民生委員と教員、保育士等との連携を深めます
児童虐待防止連絡事業	厚真町子どもを虐待から守る地域ネットワーク会議を活用し児童相談所や保健所と連携して虐待等の早期発見、早期対応に努めます

第5章 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域の考え方

提供区域は、身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保のために、厚真町にとって地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲になります。

今後の教育・保育事業を実施する上で最も懸念されることは、区域内において供給不足が生じた場合です。その場合、子ども・子育て支援法では基準等の条件を満たす申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域で供給過多である場合でも、その区域には新たに認可することになります。

特に保育所や地域型保育等の場合、設置認可申請の対象事業者は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人等の多様な事業主体の参入が可能であることから、不測の設置認可による既存施設との不調和、過当競争、施設の乱立などの可能性をできる限り小さくするように提供区域を設定する必要があります。

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、区域を設定します。

本町における「教育・保育の提供区域」については、小・中学校区が2つであることや認定こども園の利用域などから勘案して、町内全域を2区域として設定します。

2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

(1) 厚真町における教育・保育提供区域

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	2区域 (厚真・厚南地区)	教育・保育の区域設定については、小・中学校区が2つであること等から町内全域を2区域とします。施設や事業の利用については、提供区域内での利用が原則となりますが、区域外の施設・事業の利用も可能とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（1～2歳）		
3号認定（0歳）		

(2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

事業の名称	提供区域	考え方
利用者支援に関する事業 子どもの保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言等	厚真町全域	現状どおり、厚真町内全域とします
地域子育て支援拠点事業 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等	厚真町全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、町内全域とします
妊婦に対して健康診査を実施する事業 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業	厚真町全域	現状どおり、町内全域とします (実施医療機関は北海道内全域)
乳児家庭全戸訪問事業 こんにちは赤ちゃん事業	厚真町全域	現状どおり、町内全域とします
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）	厚真町全域	現状どおり、町内全域とします
子育て短期支援事業 ショートステイ・トワイライトステイ 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う	厚真町全域	町内全域とします
子育て援助活動支援事業 ファミリー-サポート-センター 児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施	厚真町全域	町内全域とします
一時預かり事業 保育所その他の場所において、一時的に預かる事業	厚真町全域	町内全域とします
時間外保育事業 延長保育・休日保育	厚真町全域	町内全域とします
病児・病後児保育事業 保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業	厚真町全域	町内全域とします

事業の名称	提供区域	考え方
放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブ 共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業	2区域 (厚真・厚南地区)	厚真町が推進する小中一貫制度の主旨に沿い、厚真地区・厚南地区の小中学校区2区域とします

第6章 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

1 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、アンケートにより把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めます。

●認定区分

1～3号認定（子ども・子育て支援法第十九条等）

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）します。その上で施設型給付※を行う仕組みです。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	保育の必要性なし (教育標準時間認定)	主に幼稚園、 認定こども園（幼稚園部）に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり (保育認定)	主に保育所、 認定こども園（保育園部）に該当
3号認定	0～2歳	保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園（保育園部）、 地域型保育に該当

※施設型給付＝保護者本人への給付でなく、新制度で幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われることです。

2 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及びアンケートにより把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

厚真町ではすべての年齢と認定区分において、認定こども園で現状に引き続き実施します。

(1) 1号認定（3歳以上、幼稚園・認定こども園、教育標準時間利用を希望）

■量の見込み

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町全域	1 必要利用定員総数	9	10	10	10	9
	2 確保の内容	10	10	10	10	10
	特定教育・保育施設	10	10	10	10	10

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 厚真地区	1 必要利用定員総数	5	6	6	6	5
	2 確保の内容	5	5	5	5	5
	特定教育・保育施設	5	5	5	5	5
② 厚南地区	1 必要利用定員総数	4	4	4	4	4
	2 確保の内容	5	5	5	5	5
	特定教育・保育施設	5	5	5	5	5

※必要利用定員総数＝幼児期の教育・保育の量の見込み

(2) 2号認定(3歳以上、保育所・認定こども園、保育利用を希望)

■量の見込み

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町全域	1 必要利用定員総数	95	103	110	107	98
	2 確保の内容	110	110	110	110	110
	特定教育・保育施設	110	110	110	110	110
① 厚真地区	1 必要利用定員総数	57	61	66	64	58
	2 確保の内容	62	62	62	62	62
	特定教育・保育施設	62	62	62	62	62
② 厚南地区	1 必要利用定員総数	38	42	44	43	40
	2 確保の内容	48	48	48	48	48
	特定教育・保育施設	48	48	48	48	48

※必要利用定員総数＝幼児期の教育・保育量の見込み

(3) 3号認定(1・2歳、保育所・認定こども園、保育利用を希望)

■量の見込み

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町全域	1 必要利用定員総数	49	44	40	38	38
	2 確保の内容	42	42	42	42	42
	特定教育・保育施設	42	42	42	42	42
① 厚真地区	1 必要利用定員総数	29	26	24	22	22
	2 確保の内容	24	24	24	24	24
	特定教育・保育施設	24	24	24	24	24
② 厚南地区	1 必要利用定員総数	20	18	16	16	16
	2 確保の内容	18	18	18	18	18
	特定教育・保育施設	18	18	18	18	18

※必要利用定員総数＝幼児期の教育・保育量の見込み

(4) 3号認定（0歳、保育所・認定こども園、保育利用を希望）

■量の見込み

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町全域	1 必要利用定員総数	18	17	17	17	17
	2 確保の内容	18	18	18	18	18
	特定教育・保育施設	18	18	18	18	18
① 厚真地区	1 必要利用定員総数	10	10	10	10	10
	2 確保の内容	9	9	9	9	9
	特定教育・保育施設	9	9	9	9	9
② 厚南地区	1 必要利用定員総数	8	7	7	7	7
	2 確保の内容	9	9	9	9	9
	特定教育・保育施設	9	9	9	9	9

※必要利用定員総数＝幼児期の教育・保育量の見込み

●教育・保育利用率の目標値設定について

教育・保育利用率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号（3～5歳児）	9%	9%	9%	9%	9%
2号（3～5歳児）	91%	91%	91%	91%	91%
3号（1～2歳児）	66%	67%	67%	67%	67%
3号（0歳児）	63%	64%	64%	64%	64%

※国の基本指針では、量の見込み割合である「教育・保育利用率」の目標値を設定することとされています。

教育・保育利用率の目標値は、「量の見込み÷各年度推計人口（該当年齢）×100＝目標値（小数点第一まで）」により算出した数値とします。（傾向がわかりやすいよう整数で表示しています。）

3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

現在、厚真町にある教育・保育施設は、すべて認定こども園となっています。教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであることから、厚真町では子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援をしていきます。また、事業者が新規に参入する場合の受け入れ体制づくりを図っていきます。

4 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組について

(1) 外国につながる乳幼児への支援・配慮について

国際化の進展に伴い、帰国子女や外国籍の乳幼児、両親が国際結婚の乳幼児などいわゆる外国につながる乳幼児の増加が見込まれています。その乳幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえ、保護者及び教育・保育施設等に対する支援をしていきます。

- ・地域住民との日常的な関わり等を通して、互いに尊重し合ったり助け合ったりする心地よい関係づくりを支援します。
- ・子育てに関する相談窓口と外国人等に関する行政窓口との連携、教育・保育施設の利用に必要な手続き・募集の状況等の外国語によるホームページ掲載など、子育て事業の利用に関する情報へのアクセス向上を図ります。
- ・外国語に対応できる翻訳機器等の活用、各施設の希望に応じた通訳ボランティア派遣等の外国語対応支援、外国の文化・習慣・指導上の配慮等に関する研修の実施など、外国につながる乳幼児を受け入れるための体制整備を検討します。

(2) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、保護者以外にも幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のための取組を進めていきます。

- ①幼・保・小の職員合同研修や連携等、資質向上に向けた取組の充実
- ②職員の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮
- ③教育・保育施設における第三者評価の受審促進
- ④幼児教育アドバイザー等による質の向上に向けた支援の検討

5 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設の受け入れ体制確保など充実を進めます。

●主な取組

- ①受け入れ体制の整備
- ②低年齢児保育の充実
- ③情報提供、相談・支援の充実

第7章 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

国の基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の方策は以下の通りです。

(1) 利用者支援事業

子どもや保護者が、保育所・幼稚園での教育・保育や一時預かり、その他の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、子育てに関わる各機関で情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。厚真町では平成30年から子育て世代包括支援センターを開設し、ワン・ストップ窓口として子育てに関するあらゆる相談に対応しています。

(基本型)

子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、相談支援を実施する事業です。

(母子保健型)

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する事業です。

[対象年齢]妊産婦及び0～5歳の子どもとその保護者

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型(か所)	1	1	1	1	1
母子保健型(か所)	1	1	1	1	1
利用見込み人数(人/月)	20	20	20	20	20
確保の方策方針	【基本型】利用者の相談しやすい場を活用しながら、利用者支援事業の充実と切れ目のない支援を実施します。 【母子保健型】すべての妊婦に保健師が面接を行い、関係機関と連携しながら子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施します。				

(2) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）

保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の開所時間を超えて、さらに延長して保育を行ったり（延長保育）、日曜日・祝日にも保育を行ったりする（休日保育）事業です。

[対象年齢]0～5歳

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	26	26	27	26	25
確保の内容(人)	26	26	27	26	25

【休日保育】現状実施していません。ニーズ状況を踏まえ、実施体制も含めて総合的に判断しながら検討していきます。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

主に保護者が就労等により昼間に家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

厚真町では、現状に引き続き学校区ごとに実施します。

[対象年齢]小学生

■量の見込み

		令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町全体	1年生	40	41	44	43	49	56
	2年生	36	44	35	37	36	41
	3年生	47	37	54	44	47	46
	4年生	29	36	28	38	31	33
	5年生	30	31	32	23	34	27
	6年生	21	26	32	33	24	35
	計	203	215	225	218	221	238
確保の内容(人)		250	250	250	250	250	250
①厚真地区	1年生	25	25	27	27	30	35
	2年生	24	27	22	23	22	25
	3年生	27	23	33	27	29	28
	4年生	17	22	17	23	19	20
	5年生	16	19	20	14	21	17
	6年生	17	16	20	20	15	22
	計	126	132	139	134	136	147
確保の内容(人)		150	150	150	150	150	150

		令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
②厚南地区	1年生	15	16	17	16	19	21
	2年生	12	17	13	14	14	16
	3年生	20	14	21	17	18	18
	4年生	12	14	11	15	12	13
	5年生	14	12	12	9	13	10
	6年生	4	10	12	13	9	13
	計	77	83	86	84	85	91
確保の内容(人)		100	100	100	100	100	100

●「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組の推進について

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を引き続き解消するとともに、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後児童クラブ」及び「放課後子ども教室」の計画的な整備等を推進することを目的に、「新・放課後子ども総合プラン」が国により策定されました。

厚真町では、これまでも放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進とあわせて、放課後子ども教室を実施し、両事業の連携を深めながら、子どもの安全・安心な居場所づくりに努めてきました。

就学後の放課後などの子どもの居場所づくりについては、教育、福祉等、様々な分野が関わっており、今後も一層連携して、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施していきます。

●新・放課後子ども総合プランの取組方針

【令和6年度までの取組方針】

○平成31年度から新たな専用施設を整備し、量的見込みに十分対応した事業量を確保しています。引き続き多くの子どもたちが豊かな毎日を過せるよう、内容の充実に努めます。

○新・放課後子ども総合プランの主旨に沿って、小学校に就学しているすべての児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう努めます。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

厚真町では現状実施していません。子育て短期支援事業が必要なケースが生じた場合、適切な支援が行えるよう、児童相談所等と連携し実施できる体制を構築していきます。

[対象年齢]0～5歳

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師などが訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるものです。この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。厚真町では、現状に引き続き実施します。

[対象年齢]0歳

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人/年）	30	28	28	28	28
確保の方策	すべての対象者に事業を実施します。				

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師や保育士等の専門家が、訪問等により養育に関する指導、助言及び家庭への育児に関する援助等を行うことにより適切な養育を確保する事業です。また、より適切な保護や支援につなげる事業として、要保護児童対策地域協議会において、関係機関が情報の交換や協議等を行います。正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」です。

厚真町では、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）をはじめ、各種健診や関係機関との情報交換等により対象児童を把握し、現状に引き続き養育支援訪問を実施します。また必要に応じ、要保護児童対策地域協議会の各会議を開催し、関係機関と情報の共有をします。さらに、適切な支援が行えるよう児童相談所等と連携し実施できる体制を構築していきます。

[対象者]要支援児童、特定妊婦、要保護児童（注）

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	4	4	4	5	5
確保の方策	支援が必要なケースすべてに事業を実施します。				

(注) 児童福祉法第六条の三の規定より

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童：保護者のない児童、または、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

育児不安等の解消及び児童の健全育成を推進するセンターです。子どもたちの健やかな成長と、お父さんお母さんが楽しく子育てできるように子育て相談、子育て情報提供、親子イベントなどを行っています。乳幼児及びその保護者が身近な場所において気軽に集える場を提供し、親子の交流や学びの講座、育児相談等を行う事業です。

厚真町では現状に引き続き、厚真子育て支援センター、厚南子育て支援センターにて実施します。

[対象年齢] 0～5歳

[単位] 延べ利用者数（年間）人/回

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人/回）	2,081	1,882	1,744	1,704	1,704
確保の方策（か所）	2	2	2	2	2

(8) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病、出産、その他の事情により、家庭での保育が一時的に困難になった幼児について、認定こども園等において一時的に保育預かりを行う事業です。厚真町では現状に引き続き、認定こども園にて実施します。

[対象年齢] 1～5歳

[単位] 延べ利用者数（年間）人日/年

こども園における一時預かり（幼稚園型以外）

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日/年）	25	25	25	25	24
確保の方策（人日/年）	25	25	25	25	24
保育所の一時的預かり（幼稚園型以外）	25	25	25	25	24

(9) 病児保育事業(病後児保育)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

病児保育事業(病後児保育)は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設に付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。

厚真町では現状実施していません。ニーズ状況を踏まえ、医療機関との連携、看護師等の配置などを総合的に判断し、検討を進めます。

[対象年齢]0～5歳

(10) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター、就学後含む)

子育ての手助けがほしい人(依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)、両方を兼ねる人(両方会員)に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う事業です。

厚真町では現状実施していません。ニーズ状況を踏まえ、実施体制も含めて総合的に判断しながら検討を進めます。

[対象年齢]0歳～就学児

(11) 妊婦健康診査事業

妊婦が定期的に行う健診費用を公費助成する事業です。安心・安全な出産の確保を図るため、妊婦の健康診査を実施し異常の早期発見、適切な治療や保健指導を行い、安全な分娩と健康な新生児出生の支援を実施する事業です。

厚真町では、現状に引き続き実施します。里帰り出産など、厚真町外での健診については、別途申請により公費負担しています。

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/年)	30	28	28	28	28
確保の方策	【実施場所】北海道内各医療機関 【実施体制】各医療機関に委託 【実施時期】通年 【実施項目】一般健康診査14回分、超音波検査11回分を公費負担で実施。北海道外での健診については、別途申請にて受付				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業)

生活保護世帯や低所得世帯の状況を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用を助成する事業です。国の制度に則り、低所得世帯への実施を図

ります。

厚真町では、現状に引き続き、国の基準より対象を拡大して実施します。

(13) 多様な主体が参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入時の促進と、その他事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または、運営を促進するための事業です。希望する事業者に合わせて、実施を図ります。

厚真町では、事業が必要な場合には、新規事業者が円滑に事業を実施できるように図っていきます。

2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、厚真町では地域子ども・子育て支援事業の量のみならず、質の向上も図ります。そのために、認定こども園や小学校等の教育・保育施設に関わる者と、地域子ども子育て支援事業との相互の連携を取りながら、子どもを安心して産み、育てることのできる環境づくりを推進します。

第8章 子ども・子育て支援関連施策の推進

1 児童虐待防止対策の充実

厚真町においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域資源や児童委員をはじめとした「地域のちから」を活用して子ども虐待の発生予防をするほか、早期発見、早期対応に努めます。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立って、関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していくことが不可欠です。

(1) 関係機関との連携及び厚真町における相談体制の強化

厚真町における子ども・子育てに関する相談体制は、「町民福祉課」「教育委員会」の各行政機関のほか、厚真町子どもを虐待から守る地域ネットワーク会議、認定こども園、小・中学校などにおいて、子どもに関わる相談ができる体制になっています。これら相談体制により、子どもが安心して安定した家庭を含む社会生活を送ることができるよう環境整備に努めています。

また、子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、これらの相談体制をもとに関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、子育て世帯への支援を行う必要があります。

関係機関との情報共有、連携を図ることにより、実際の子ども虐待事例への対応をはじめ、要保護・要支援児への組織的な対応及び評価を確保するため、関係機関への専門性を有する職員の配置や、北海道等が実施する講習会等への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護などの実施が適当と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所長などへの通知を行うほか、児童相談所に適切に援助を求めつつ、北海道と相互に協力して、子ども虐待による死亡事例等の重大事例の発生を食い止める体制を強化します。

(2) 発生予防、早期発見、早期対応等

子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等への速やかかつ適切な支援につなげるようにします。また、児童福祉、母子保健の各担当部局が日頃から緊密な連携を図るとともに、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を行い、連携体制を強化していく必要があります。さらに地域資源や児童委員をはじめ「地域のちから」を活用して子ども虐待の防止に努めます。

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等、各種支援策を推進するほか、母子及び寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して北海道が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

3 障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療、適切な療育の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診査等の実施及び内容の充実と、乳幼児や児童に関係する機関との連携を強化していきます。

また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにするために、発達支援センター（早期療育事業）、自立支援医療（育成医療）の給付や障害児通所給付等のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供を行うため、広域的な支援が必要です。

特に、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障がいのある子どもには、障がいの状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、その子どもたちが自立して社会参加するために必要な力を養うため、一人ひとりの希望に応じた適切な教育上の支援等を行う必要があります。

厚真町では、特別支援教育連携協議会が設置されており、また、専門機関による認定こども園等訪問支援事業の活用、小学校における学習障がい及び自閉症を対象とした通級指導教室の設置など就学支援を含めた教育支援体制を推進しているところです。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、家族が適切に子育てを行えるよう家族支援を行うなど、乳幼児期を含め早期に適切な相談が受けられるよう本人や保護者には十分に情報を提供する必要があります。

保育所、幼稚園、小中学校等においては、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることで、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていくことが重要です。あわせて、本人と保護者、行政、教育委員会、学校等が教育上必要な支援等について適切な連携、相談体制により合意形成を図ることが求められます。

これからも保健、医療、福祉、教育等の各種施策連携を強化し、一貫した総合的な取り組みを推進します。

4 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取り組みの共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

(1) 働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、住民一人一人がワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。また、町内事業者に対しては、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりに向けての取り組みを促すために、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けられる事業者が増えるよう啓発活動を継続していきます。

(2) 育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

(3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、また、仕事と生活の調和の実現に向け、事業者に向けて残業時間の上限枠や有給休暇取得の義務化などの情報提供と啓発の充実に努めます。併せて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起していきます。

5 子どもの安心・安全な環境の充実について

国は、登下校時における子どもの安全確保について 2018（平成 30）年 6 月 22 日「登下校防犯プラン」として対策を取りまとめました。

社会情勢の変化などから「地域の目」が減少しつつあり、学校から距離のある自宅周辺で子どもが 1 人で歩く「1 人区間」等において、「見守りの空白地帯」が生じています。この「見守りの空白地帯」における子どもの危険を取り除くため、登下校時における総合的な防犯対策を強化することが急務であるとしています。

国では、2019（令和元）年 6 月 18 日「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を決定しました。まず、緊急に取り組む対策として、子どもを交通事故の被害から守るため、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等の安全確保を早急に進めることとしました。

厚真町でも早急な対応をし、子どもの安全・安心な環境を充実させることが急務として以下の方針をまとめ、今後取り組んでいくこととします。

施策の方針について

■未就学児が日常的に利用する道路や小学生などの通学路の安全確保について

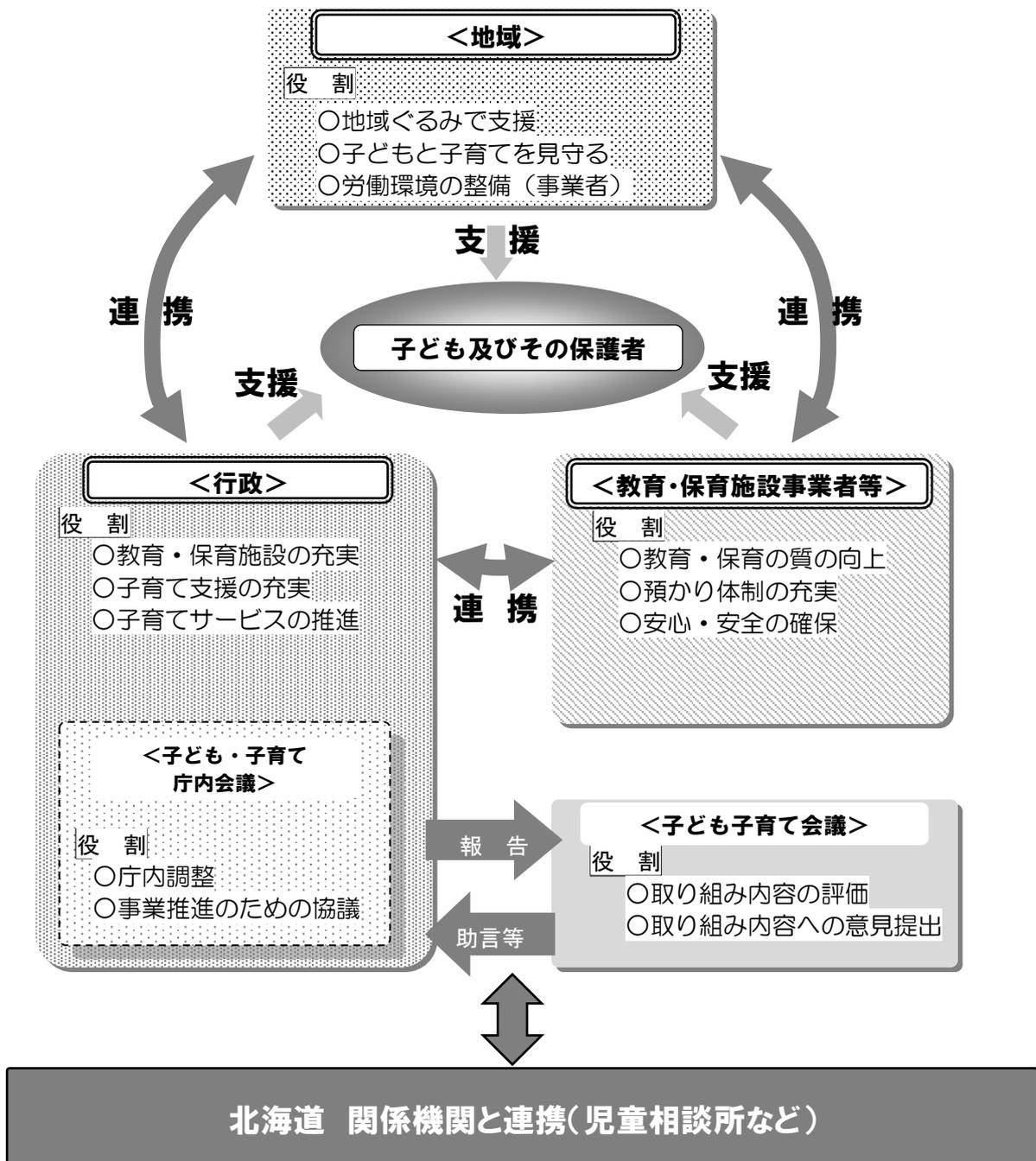
子どもを交通事故の被害から守るため、町では定期的に通学路の合同点検を実施しています。今後は、通学路の合同点検に未就学児を中心として日常的に利用する道路なども含め、各道路管理者、警察署、こども園、小学校や中学校、PTAや地域住民と連携して市内の通学路等の点検を実施し、点検箇所については各こども園、小学校や中学校からの要望を踏まえて、道路交通安全環境の改善を図っていきます。また、得られた情報については地域安全マップ作成時の情報提供にも使用していきます。さらに、子どもの通行が多い生活道路等は適切な交通指導、取締りを警察署へ要望をしていきます。

第9章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

厚真町では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全町をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。

厚真町子ども・子育て支援事業計画 推進体制図



2 役割

社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援に果たす責務と役割を示します。

国は、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保、その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」を定めるほか、都道府県及び市町村の事業計画に定める支援を円滑に実施するための必要な援助を行うこととしています。

都道府県は、子ども・子育て支援法に基づき「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定するとともに、市町村に対し、事業計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、同法及び条例に基づき国、市町村等と緊密な連携を図りながら、計画の推進に努めます。

厚真町は、子ども・子育て支援法に基づき「厚真町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、その際には、子ども・子育て支援の推進について、都道府県と緊密な連携を図ります。

①行政の役割

- 必要なサービスの提供・支援を検討します。
- 相談支援をします。
- 関係諸機関と連携します。

②家庭の役割

- 保護者は子育てについての第一義的責任を有します。
- 保護者が愛情と責任を持って子育てをします。

③教育・保育施設や学校の役割

- 安心・安全な環境を提供します。
- 地域や家庭と連携しながら子どもの成長を支援します。
- 就学児童の健やかな成長と生きる力を養う教育・体験の場です。
- 質の向上のため、体制の充実と労働環境や処遇改善をします。

④地域の役割

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動を核とし、またNPO等子育て支援団体の育成を図りながら、それらとのより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

- 子育て家庭の目の届かない子どもの行動への見守り役です。
- 子どもの虐待等を早期に発見する目配り役です。
- 児童の健全育成のため、地域における子どもの事故防止、防犯等、地域ぐるみで子育て支援を行います。
- 子どもと子育てを地域社会全体で見守り、支援します。

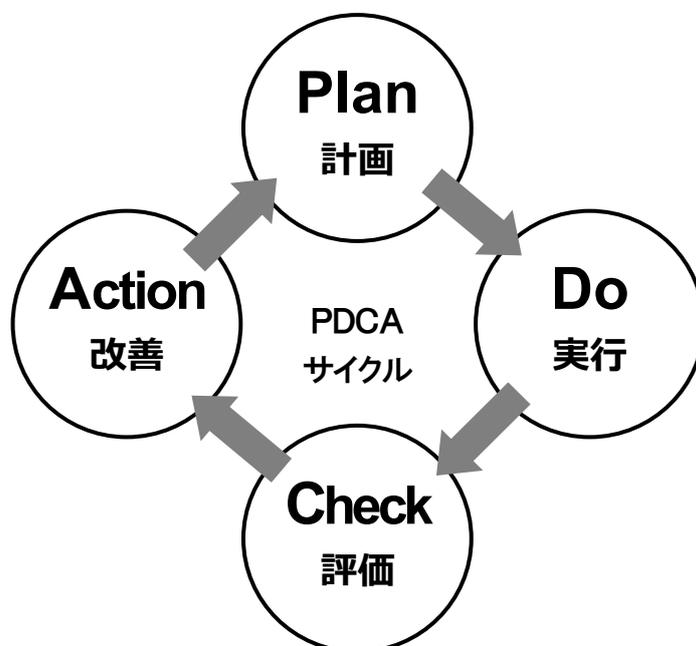
⑤事業者の役割

- 従業員が育児休業を取得しやすい環境をつくれます。
- 出産や育児等で退職した女性が再就職しやすい環境をつくれます。

3 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげます。

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、利用者の視点にたった評価、改善を実施し、計画がより有効に達成できるよう実行してまいります。



○子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て会議等を活用し、毎年度点検、評価します。

○町のホームページ、広報紙等を活用し、本計画について理解、促進を図ります。

資料編

資料1 用語解説

	用語	意味
1	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」(以下、法という。) ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正) ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。(法第61条)
3	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他の合議制の機関」をいう。本会議は、市町村長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関(地方自治法第138条の4第3項で定める市町村長の付属機関)。
4	認定こども園	幼児教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けをもつ単一の施設であり、内閣府が所管する。(認定こども園法第2条) 幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの型がある。
5	子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援(法第7条)
6	教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。(法第7条)
7	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(法第11条)

8	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第 27 条)
9	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第 7 条)
10	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付。(法第 11 条)
11	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。(法第 29、43 条)
12	小規模保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業。(法第 7 条)
13	家庭的保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 5 人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第 7 条)
14	居宅訪問型保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第 7 条)
15	事業所内保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第 7 条)
16	保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(法第 19 条)</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1号認定子ども：満 3 歳以上の教育認定を受けた就学前子ども(保育の必要性なし) ・ 2号認定子ども：満 3 歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども) ・ 3号認定子ども：満 3 歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)

17	「確認」制度	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(法第31条)</p> <p>※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。</p>
18	地域子ども・子育て支援事業	<p>地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。(法第59条)</p>
19	量の見込み	<p>「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「ニーズ量の見込み」を推計すること。</p>
20	保育(ほいく)	<p>乳幼児を適切な環境のもとで健康・安全で安定感を持って活動できるように養護するとともに、その心身を健全に発達するように教育することをいう。</p> <p>基本的に、乳幼児(つまり乳児及び幼児)を養護し教育することであり、養護と教育が一体となった概念を指している。</p>
21	乳幼児(にゅうようじ)	<p>乳児と幼児を合わせた呼び名。乳児は児童福祉法では、生後0日から満1歳未満までの子をいい、幼児は、満1歳から小学校就学までの子どものことをいう。</p>
22	幼稚園	<p>3～6歳までの幼児を対象とした学校の一種。</p>
23	保育所	<p>0(産後57日目)～6歳までの児童を対象とした児童福祉施設。※労働基準法による産前・産後休業：産前6週間・産後8週間=56日</p> <p>保育所における保育の内容については、厚生労働省の定める保育所保育指針に規定されている。これは、文部科学省が定める幼稚園教育要領と内容の整合性が図られており、就学前教育として保育所と幼稚園は同じ目標を持っている。</p>

24	放課後児童クラブ	主に共働き家庭等の小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るための施設及び事業をいう。
25	放課後子ども教室	子どもたちの居場所を確保するとともに、勉強やスポーツ・文化活動体験や地域住民との交流活動等を支援する事業。

第2期 厚真町子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

発行：厚真町

編集：厚真町町民福祉課

住所：北海道勇払郡厚真町京町120番地

電話：0145-26-7872